令 和 3 年

総務産経常任委員会会議録

令和3年3月9日

田上町議会

令和3年第1回定例会総務産経常任委員会会議録

1 場 所 大会議室

2 開 会 令和3年3月9日 午前9時

3 出席委員

3番 10番 松原良彦 藤 \blacksquare 直 一 君 君 池井 曹 4番 渡 邊 勝 衞 君 11番 君 5番 小 嶋 謙 一 君 12番 関 根 一 義 君

8番 椿 一春君

4 委員外出席議員

議長 熊 倉 正 治 君 13番 髙 橋 秀 昌 君

5 欠席委員 な し

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

佐 野 恒 雄 地域整備課長 之 長 時 \mathbf{H} 雅 産業振興課長 副 長 吉澤 深 哉 町 雪 近 藤 拓 総務課長 鈴 木 和 政策推進係長 泉 健 弘 \mathbf{H} 農業委員会事務局長補佐 総務 課政策推進室長 堀内 誠 宮 嶋 敏明

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明 書 記 中 野 祥 子

8 傍聴人

三條新聞社 議会議員 髙橋秀昌 議会議員 中野和美議会議員 品田政敏 議会議員 小野澤健一

9 本日の会議に付した事件

承認第 1号 専決処分(田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手 当に関する条例の一部改正について)の報告について

承認第 2号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算(第11号))の報告について

承認第 3号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第12号))の報告に ついて中

第1表 歳入

第1表 歳出の内

8款 土木費

承認第 4号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第13号))の報告に ついて

議案第 5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について

議案第 6号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について中 第1表 歳入

第1表 歳出の内

1款 議会費

2款 総務費(1項、5項、6項)

5款 労働費

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費

9款 消防費

11款 公債費

第2表 継続費補正

第3表 繰越明許費補正の内

2款 総務費 (1項)

第4表 地方債補正

議案第 7号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について

議案第 8号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について

議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定について

請願第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) それでは、定刻になりましたので、これから会議 を開きます。

皆さん、おはようございます。我が家の鉢植えの梅も綻び始めまして、県下では5つの病院でワクチン接種も始まりました。そういう中で、田上町の旅館、ホテルをはじめ、また休業をもう2か月も強いられているという、非常になかなか経営的にも厳しい状況は続いています。なお、1件は12日から営業再開ということも漏れ聞こえております。そのような中で、例年ではございますけれども、第1回議会は年度末補正予算、それから新年度を迎えての予算審議ということで、予算議会と言われているものであります。

本日、本委員会においてもこれまでの補正予算ついても何件かございます。

なお、今日の傍聴につきましては、品田議員、中野議員、小野澤議員、髙橋議員 の4名の傍聴を許可しております。また、報道機関では三條新聞社の取材について も許可していますので、申し添えます。

それでは、町長より一言ご挨拶をお願いします。

町長(佐野恒雄君) それでは、改めましておはようございます。

昨日町民の方々、待ちに待った地域学習センターがオープンいたしました。そのオープン前3日間、5日から5、6、7と見学会というふうな形でさせていただいたのです。1日100人ちょっとぐらいずつ見学に来られた方がおられたというふうな報告も受けております。オープンの日は、一番乗りが近くの女子高校生でした。9時半だと思って早々とおいでになられたみたいなのですけれども、早速学習コーナーのところで参考書ですか、開いて学習されていました。どうですかと聞いたら、すごく落ち着いて学習ができて、本当にうれしいですと、こう言っていました。大勢の方々からぜひひとつ地域学習センターを活用、利用していただければなと、本当に心からそう思った次第であります。

今日は、総務産経常任委員会付託議案、数ございます。よろしくひとつご審議の ほどお願い申し上げて、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ありがとうございました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号 専決処分(田上町国民健康保険

条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)の報告、承認第2号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算(第11号))の報告について、承認第3号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第12号))の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、8款土木費、承認第4号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第13号))の報告についての承認4件、議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について、議案第6号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費(1項、5項、6項)、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、11款公債費、第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費補正のうち、2款総務費(1項)、第4表、地方債補正、議案第7号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について、議案第13号 同年度田上町本道事業特別会計補正予算(第1号)議定について、議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定について、議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定について、議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定についての意案5件であります。最後に、請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願についての1件がございます。

これより議事に入ります。

議案第1号 専決処分を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長(鈴木和弘君) 改めて、おはようございます。

それでは、議案書の1ページ、承認第1号であります。専決処分の報告ということでございますが、めくっていただきまして2ページ、専決処分書ということで、田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、今般新型コロナウイルス感染症を定義している法令が改正されましたので、これらを引用している田上町国民健康保険条例、それから田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するという内容でございます。

内容につきまして、3ページの裏、新旧対照表がありますが、資料ナンバー1、 資料ナンバー2で、今ほど申し上げました第1条関係につきましては、田上町国民 健康保険条例の一部を改正する条例ということでございます。

第8条のところに、新型インフルエンザ等特別措置法附則第1条の2ということ で旧がありますが、新しいところで新型コロナウイルス感染症という形になってお ります。先ほど申し上げたとおり、今まではこの法附則第1条の2ということで、 法の中の規定を適用しておったのですけれども、今回国の改正で感染症のほうの改 正を行われまして、そこの中に新たに新型インフルエンザ等感染症の定義に、今回 の新型コロナウイルスの感染症が新たに定義をされたということで、この部分。

さらに、資料ナンバー2のところの田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部につきましても附則の2というところで、今回改正をさせていただいたといった内容でございます。

なお、この法律については、改正法が令和3年2月13日で施行されているという ことで、令和3年2月12日付けで専決処分をお願いしたといった内容でございます。 説明は以上でございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいま説明が終わりました。

説明のありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、これで承認第1号に関する質疑は終了します。

続いて、承認第2号から4号でございますが、これは所管が同じ地域整備課に属するものでございますので、これ一括で審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) それでは、承認第2号から4号の説明を求めます。 総務課長(鈴木和弘君) それでは、議案書の4ページからになります。承認第2号で ございます。議案書5ページ、令和2年度田上町一般会計補正予算(第11号)でご ざいます。議案書の6ページお願いいたします。令和2年度田上町一般会計補正予 算(第11号)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000万円の 追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,763万 4,000円とする内容でございます。

歳入につきまして、11ページお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金のほうから4,621万7,000円の繰入れをお願いしますし、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,378万3,000円ということで、今回繰越金を全額、今回歳入ということで予算をお願いするものです。

歳入の予算は以上でございます。

地域整備課長(時田雅之君) 改めまして、おはようございます。

それでは、歳出になります。12ページのほうを御覧ください。8款土木費、1項

道路橋梁費、3目除雪対策費7,000万円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、1月13日の議会全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、元旦から今シーズンは降雪に見舞われまして、特に1月の3連休時には雪が降りやまない大雪となったことから、主に除雪の出動手当のほうについて、専決をさせていただいたものになります。

それでは、内容のほうをご説明させていただきます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。除雪対策事業ということで6,760万円。内訳としましては、3節職員手当等189万4,000円、こちらにつきましては、それぞれ出動時、また、道路パトロールにおける職員の時間外勤務手当等を補正させていただいております。それと、10節需用費470万6,000円、こちらにつきましては、除雪機械のチェーン、それからエッジ、消耗品類の補正のほうをさせていただきました。12節委託料6,100万円、こちらが出動手当の関係になりますけれども、内容につきましては、一斉除雪500万円掛ける8回分、それと排雪作業300万円掛ける7回分を計上させていただいております。

除雪対策その他事業としまして240万円。10節需用費、同額になりますけれども、 内容につきましては、年末に起こりました火災の影響によります消雪パイプの修理 代、こちらが90万円。それと町の中で消雪パイプ路線がかなりあるのですが、そち らの漏水等の修理費ということで15か所、金額にして150万円、こちらのほうを専決 ということで計上させていただいております。

説明は以上であります。

総務課長(鈴木和弘君) それで、今ほどの承認第2号につきましては、1月8日付けで専決処分をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第3号でございます。議案書13ページからになります。同じく専決処分の報告ということで、めくっていただきまして、議案書15ページになります。令和2年度田上町一般会計補正予算(第12号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,121万6,000円の追加をお願いいたしまして、68億1,885万円ということで補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入のほう行きますが、21ページお願いいたします。歳入でございますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、2節新型コロナウイルス対策費補助金ということで、今回新型コロナウイルスワクチンの関係の取りあえずこれから動いていくという関係の経費、それから実際にワクチンを打つ前の準備部分も含めまして、実際に必要になるだろうということで、今回国のほうに

申請を上げている部分の金額2,183万5,000円ということでお願いをしていく部分で ございますし、一部は歳出のところでは実際にワクチンを接種するのに必要な経費 等も実際は含まれております。

それから、19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金につきましても、今回財源 調整と不足する分ということで、財政調整基金から1億3,938万1,000円の繰入れを お願いするところでございます。

歳入は以上でございます。

地域整備課長(時田雅之君) それでは、歳出のうち8款のほうをご説明させていただきます。

議案書25ページのほうを御覧ください。8款土木費、1項道路橋梁費、3目除雪対策費5,000万円の専決をお願いしたものでございます。こちらにつきましては先ほど同様、大雪の関係で主に委託料のほうの専決予算になりますけれども、内容としまして説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。除雪対策事業費ということで5,000万円。内訳としまして、10節需用費300万円、こちらにつきましては、道路パトロールのガソリン代ということで燃料費10万円。それと光熱水費になりますが、消雪パイプの電気料、大雪の関係で融雪が間に合わずに感知機能を自動から手動に切り替えて水を出し続けた路線が結構ありましたので、その関係の電気料ということで290万円のほうを計上させていただきました。最後に、12節委託料になりますが、4,700万円、こちら除雪委託料としまして一斉除雪500万円掛ける4回分、それと排雪作業300万円掛ける9回分ということで計上させていただいております。

今シーズンの積雪、降雪の関係、若干ご説明させていただきますと、施政方針で町長もお話しいただきましたけれども、今シーズン昨日までの回数になりますが、一斉除雪、早朝で8回、それと日中で3回、部分除雪で25回、歩道除雪が10回でございました。最大の降雪量としましては、1月9日、それから1月10日の両日同じ数字ですが、58センチ。それと最大積雪量1月11日で110センチということで記録してございます。2月末までの累積降雪量が412センチでございました。ちなみに、平成29年度も大雪だったのですが、そのときの累積降雪量が3月末までで397センチということで記録してございます。

説明は以上になります。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、今ほどの承認第3号につきましては、令和3年2 月4日付けで専決処分をお願いいたしましたので、お願いいたします。

それでは、議案書の26ページ、承認第4号です。こちらにつきまして、議案書の28ペ

ージお願いいたします。令和2年度田上町一般会計補正予算(第13号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万1,000円の追加をお願いをいたしまして、68億2,172万1,000円とする補正をお願いする部分と、今回繰越明許費の追加をお願いするということで、繰越明許費の補正ということでお願いをいたします。

議案書の30ページお願いいたします。第2表、繰越明許費補正、今回追加ということで、後ほど歳出のほうで説明があります。13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費ということで、今回この事業につきましては、全額の繰越しを予定をしているということで、金額については全額を計上させていただいているというような内容でございます。

それから、今回歳入でございますが、議案書33ページお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回287万1,000円を財政調整基金の繰入金ということでお願いをいたしております。

先ほど来の専決で財調の繰入金が続いているのですが、最終的に議案書の第6号のところで財政調整基金の年度末の残高については、そちらのほうで報告をさせていただければと思っております。

歳入は以上でございます。

地域整備課長(時田雅之君) それでは、歳出のほうをご説明させていただきます。

議案書34ページのほうを御覧ください。13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害復旧費287万1,000円の専決をいたしたものでございます。説明欄のほうを御覧ください。災害復旧事業ということで、18節負担金補助及び交付金287万1,000円ということでございますが、本日皆様のところにA3の図面を一部ご用意させていただきました。そちらのほうを御覧いただきたのですけれども、今回の工事費に係る工事費の内訳につきましては、左の上の欄にそれぞれ解体工事費、それから解体工事に係る仮設工、それと本体工事になりますが、法面改修工事ということで、それぞれ分けて金額のほう計上させていただいております。当初は、税抜き870万円、税込みで957万円の見積りを地権者のほうからいただきまして、それによって専決で補助金のほうで計上させてもらったのですが、その後現地の確認、それから見積書の詳細なチェックを行いまして、今回左の上の内訳の中で、対象外経費にさせていただいたものがございます。対象外にさせていただいたものを言いますと、まず上段、解体工事費の中の解体工(木造)こちら66万2,148円。それとその下の仮設工の中の解体養生費(木造)こちらで4万5,360円。それとその下になりますが、諸雑費(木造部分)ということで7万3,579円、こちらの3項目を今回補助対象外とさ

せていただきました。

図面のほうの法面断面図のほうを御覧いただきたいと思うのですが、断面図の一 番右側、法面工事の部分を赤い線で記載しておりますし、その上に建屋を記載して あるのですが、法面の岸から約1.2メートルのところから土蔵の部分が建ってござい ます。この土蔵の部分に増築されて、左側のほうに木造の建屋があるのですが、今 回その木造につきましては、直接この工事に関与しないと、こちらについては地権 者の負担で木造部分の取壊しを行っていただきたいということで、対象外にさせて いただいておりますし、土蔵の部分につきましては、この土蔵の基礎の下までケヤ キの根が張ってございます。それで、今回その一番の原因の根の部分を残してしま っては、また今後の崩落につながるということで、その部分については補助対象に しようということで、この土蔵の部分のみの取壊し費用を補助対象経費とさせてい ただいております。それで、当然この土蔵の下の根については伐根した後に、この 赤い線のように法面傾斜をつけるわけですけれども、金額としまして先ほど申しま したこの3か所抜けますと、この表は税抜きになっているのですが、最終的に差引 きしまして、補助金のほうが261万3,241円。もう一度申します。261万3,241円。予 算額に対しまして25万7,759円安価に済んでおります。一応この内容で地権者との協 議も終了しておりまして、工事のほうも既に取りかかっており、工期につきまして は、一応4月いっぱいをめどに完了を目指しているところでございます。若干作業 が早めに進んでおりますので、もしかすると連休前、4月20日過ぎくらいには早け れば全面通行止めは解除にできるのではなかろうかということで、こちらのほうで は今地権者との打合せ等を行ってございます。

内容につきましては以上になります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいま承認第2号から4号の説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、 ご発言願います。

8番(椿 一春君) では、お願いします。今説明のあった図面についてなのですが、 断面図を見ますと、ナンバーゼロ、1とそれぞれ4,650とか4,350、これって道路幅 の町道の部分でいいのでしょうか。

あと、それと町道としているのであれば、あとこれから新設する赤字で書いてあるブロックだと思うのですけれども、そこの基礎の部分が普通民地と町道と別れると。境界に基礎が民地の内側に入って造られるべきではないかと思うのですが、こ

- れ町道の部分まで基礎が入って施工されているのですが、その辺の考え方はどういうふうでこのような施工になっているのか聞かせてください。
- 地域整備課長(時田雅之君) 今ほどのご質問ですけれども、この断面図のナンバーゼロのほうを御覧いただきたいと思います。この法面のブロックの下に基礎ブロックが入っているのですけれども、基礎ブロックの境界のところから立ち上げた黒い線が1本入っています。そこが一応官民境界になっております。それと、その左の隣にもう一本黒い線が立ち上がっていまして、そこまでが4.35ということで記載してあるのですが、町道認定の幅員としてはこの4.35幅員ございますけれども、境界としてはその内方のところに境界杭が入ってございますので、その中での施工ということでご理解いただきたいと思います。
- 8番(椿 一春君) そうしますと、民地との境界が4,350ですと、できた道路によると 一部民地も町道として使うような形として理解してよろしいでしょうか。
- 地域整備課長(時田雅之君) 現況はそうなってございます。
- 4番(渡邊勝衞君) 2月20日からですか、土蔵の取壊しがスタートしたわけでございますけれども、一応土蔵の取壊しが終わった日程と、その後木造ということで壊したかと思いますけれども、その終わった日、そして先ほど時田課長のほうから法面の工事にかかっているという話がありましたけれども、そのスタートした日、聞かせてください。
- 地域整備課長(時田雅之君) 日程いつ終わったかというところまで把握していないのですけれども、取壊しについては、たしか先週のうちには終わっていたかと思います。法面工事の開始については、まだ地権者のほうから連絡は来ていないのですけれども、近々着手するとは思っております。すみません、日程の詳しいところまでは把握していません。
- 4番(渡邊勝衞君) できる限りやはり町道の早く通行止めを解除するにはなるべく早くやってもらって、先ほどの話からいけば、4月20日頃には通行止めを解除したいということでございますけれども、それよりも早く、一応これは工事日程は25日ぐらいということで決まっておりますので、できる限り早くやるよう要望していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 地域整備課長(時田雅之君) その件につきましては、再三再四ご要望いただいております。私も地権者のほうには、ご要望いただいたお話について逐一ご報告申し上げております。地権者も遅らせようと思って工事をしているわけではございません。なるべく早めに全面通行止めを解除する予定で業者と連絡を密にしているところで

ございますので、その辺ご理解願いたいと思います。

- 4番(渡邊勝衞君) 2月17日の議員全員協議会においては、土蔵の取壊し終了後、引き続き法面工事を25日間でやりたいという話があったわけでございますので、そこら辺りを考えれば、1日でも2日でも早く法面工事にかかっていただくよう話はしているのだろうけれども、それ以上に早急にするようなことでお願いしたいと思います。
- 10番(松原良彦君) 私のほうから、2名の方から大変今年の除雪はよくなったと、こんなきれいになるの大変お金をいっぱい使ってということで、お褒めの言葉を私お受けしておりますので、その旨お伝えいたします。 以上です。
- 総務産経常任副委員長(藤田直一君) 除雪でございますが、幹線道路で苦情の一番多かったのが雪の量にもよると思います。幹線道路に機械の配置、大型、中型、小型があるわけですけれども、なかなか大型が入った幹線といっても狭い幹線ですが、非常に苦情が多かったというふうに思います。機械の配置については、いろいろと当局のほうで、どの路線に、どの業者で、どの機械の大型持ってこいとか、8トン持ってこいとか、5トン持ってこいとかって指示をするのでしょうけれども、今回みたいに大雪になると、非常に大型8トン車が結局動きが悪いという状況もあるわけですから、その辺は今後の除雪体制で十分に検討をしてもらいたい。要は住民の皆さんが1日除雪が来ないで出れないという状態は非常に困ると。だから、せめて交互通行にならなくても、車が通れる状態にしてもらわなければ困るのだというのが、結構私が受けた苦情で多かったものですから、ぜひ次年度の除雪の機械の配置については、大雪というものはなるかならないか分かりませんけれども、生活路線の確保ということを主体とした中で、機種の配置を再度検討していただきたいというふうに思います。その件が1点。

それから、今回土蔵解体の件については、こうやって内訳が出てきました。どれが対象外で、どれが対象外でないというお話を聞かせていただきました。全体的な金額として、私は1つお聞きしたいのは土蔵、この解体は人力ということで書かれております。人力の場合の土蔵と木造では全然単価が違うわけですよね。一般的には、恐らく一般の木造では坪2万5,000円とか、3万5,000円とか、その範囲で一般見積りもあるでしょうし、土蔵については6万円とか、7万円。ましてやそこに人力ということで来ているのでしょうけれども、この辺の坪単価については、精査した中では、通常の価格なのかという判断に私は大変苦慮したかと思うのですが、そ

の辺についての考えを聞かせてください。

地域整備課長(時田雅之君) まず、除雪の件でありますが、藤田委員おっしゃられるように、その路線の幅員に合った機械というのがあるかと思います。今回1回に降る降雪の量がかなり多かったというところと、また世代交代している業者もいらっしゃって、最初のうち除雪の方法にもうちょっときれいに抜けてくれという苦情も確かにあったところでございます。ですので、来シーズンまでの間に、本当に今の路線に対しての機械が合っているのかどうかというところは検討しまして、精査させていただきたいと思います。

それと、造坂の解体費用の関係になります。解体につきましては、立地条件とか、それから重機の使用のありなしというところで、単価が左右されるところなので、一般的な平均単価が幾らということになると難しいのですが、私が業者のほうに確認しましたところ、コンクリートの建屋の場合につきましては、大体坪7万円から8万円程度。それと、木造につきましては、大体坪4万円から5万円程度の辺りが一般的な相場ではないでしょうかということでお話はいただいております。今回、この左の上のほうに工事費の内訳等々書いてありますけれども、こちら税抜きで入ってございます。それで、土蔵の部分については7万6,000円。それから木造が5万9,000円ということで割高になっているのですが、この関係につきましては、先ほど藤田委員おっしゃられました人力解体、重機が現場まで乗り入れることができなかったということで割高な単価になってございますが、こちらのほうとしましては妥当な線かなということで考えております。

- 総務産経常任副委員長(藤田直一君) 先ほど渡邊委員からの話、私、仮設計画は理解 し切れなかったのですけれども、全面通行止めで工事はやるという解釈でいいので しょうか。
- 地域整備課長(時田雅之君) おっしゃるとおりです。全面通行止めで施工のほうを実施します。
- 11番(池井 豊君) 12ページ、承認第2号の除雪対策その他事業のところなのですけれども、これどこで質疑したか忘れたのですが、消パイの配電盤の火災による損傷で、これが町の入っている共済金では全額出なくて、2分の1言ったか、全く出ないのだっけ。

(何事か声あり)

11番(池井 豊君) 全く出ないという話でここに上がっているというふうに聞いたのですけれども、町所有施設のそういう配電盤とか、そういうものについては、こう

いう事故があったときに、町がこういうふうに自腹切って出さないで済むような共済金や保険等を手配することってできないのでしょうか。そこら辺確認させてください。

- 総務課長(鈴木和弘君) 今回の場合は、こういう保険は普通入っていれば、例えばこの前の風ですとか、この前一組の話もさせてもらったああいうのはいいのですけれども、今回のこの事案の場合は、たしか地域整備課長があのとき話があったかと思うのですけれども、もらい事故というか、ああいう火災になった場合は町が全額する部分があって、この分は確かにすみません、入っていないです。なので、少しそういう部分また全体的に見て、財政的な部分もありますので、少し検討はしなければいけないかなと思っています。すみません。
- 11番 (池井 豊君) 総務課長、やっぱり…… (何事か声あり)
- 11番(池井 豊君) 何。もう一回ちゃんと聞きたいのですけれども、ともかくこういうのは町の持ち出しが起きないように、要はリスクの転換をしっかりして保険を掛けられるものは保険を掛けて、こういう一般会計からの持ち出しがないようにしていただきたいのですけれども、そこら辺の見解をはっきり示してください。
- 総務課長(鈴木和弘君) すみません、火災の関係だと今補佐にはっきり確認していないですけれども、対象にならないものもあるかもしれませんので、少しその辺は調査して、確かに池井委員がおっしゃるとおりに、なるべく町が持ち出しにならない、あと保険の金額にもよりますけれども、そういう部分は少しずつ調査して研究していきたいと思います。
- 傍聴人(小野澤健一君) 後ろから失礼いたします。造坂の件でご質問をさせていただ きます。

来る2月17日の全協のときに、造坂の法面の崩落ということで30%をめどに補助金を出すということで、議員全員協議会で説明を受けました。ところが、先ほどの説明ではその内容が変わって、土蔵の部分は対象にするけれども、木造の部分ついてはその分を除外すると、こういうご説明がございました。これは、専決処分の内容を変えるということになるかと思いますし、そもそも、この解体工事の全容を担当課長として把握をしていたのかどうなのか。あるいは、その他町長が必要と認めるものというふうな形で補助金を出すやに聞いてもおりましたけれども、町のほうとしてしっかりとその現場を見て、これが対象になる、ならないということで精査をした中で、2月17日の全協の中で我々議員に対して、ご説明をいただいたのか甚

だ疑問でござます。先ほど来、いろいろ話もありました。地元に居を置く私としましても、あるいは近隣の上野地区あるいは山田、川ノ下の住民にとりましても非常に大きな全面通行止めの障害を受けております。一日でも早く全面復旧をお願いをしたいというふうに思っております。私の質問は1つ。専決処分の間違いということで理解をしたいと思うのですが、これについてご見解をお聞かせをいただきたい。

- 地域整備課長(時田雅之君) 間違いといいますか、専決を行う上で、まず予算額を出す関係で地権者から見積り等をいただいたわけですけれども、その中で今回当年度中の工事の完了ができないことから、繰越明許ということで同時に上げているのですが、それ以上の増額ができない、繰越明許費以上にかかっても地権者の持ち出しという中で、そういったお話の中で見積りをいただきました。それで、現場のほうにつきましては、先ほど来お話しさせていただいておりますけれども、土蔵に附帯しまして、木造の建屋が増築されております。実際交付申請時にこちらのほうで詳細考えた中で、先ほどお話ししました土蔵の解体については、今後ケヤキの根が影響して崩落につながるというおそれから、こちらについては対象にさせていただく。それから木造の部分については、こちらは本来この工事の中でやらなくても、残しても可能なのではないかという考え方の中から、今回木造を対象外ということでさせていただいたわけです。間違いと言われるとあれなのですけれども、一応そういったような考えで、今回地権者との折衝は終わっているということでご理解いただきたいと思います。
- 傍聴人(小野澤健一君) そもそもであれば2月17日の全協のときに、今日お示しをいただいたこの資料に基づいて、何が該当して、何が該当しないのか、これを議員の前で説明をして、その中で幾ら補助金を出すかという段取りがあってしかるべきなものであるはずなのです。ところが、木造については内輪の話になりますけれども、おかしいのではないかと言ったのは私でありまして、それを受けてそういうふうに認定をしたのだろうと思うのですけれども、その木造の部分を今度除外をすると。であれば、初め何を見て、どのように判断をしたのか甚だ疑問であります。やはり現場に赴いて、しっかりと現状を見て、どれが法面工事の本体工事、あるはその附帯の中で必要なのかというものを、議員にしっかりと説明する義務が課長にはあるはずです。議員に1回説明したものを内容を変えますと、ここには出ていない議員も数人おられますし、これについて、いや、実は精査をしたところ、木造の部分が該当しないので削ります、以上終わりというふうな形で本当にできるのか。専決処分という議会と執行側との信義則にもとった権限を与えておきながら、その内容が

このようなずさんな中でされるというものに対して、非常に私は危惧を持つもので ございます。これについていかがに思われるか、お聞かせをいただきたいというふ うに思います。

地域整備課長(時田雅之君) 予算額の話になりますと、地元の方々、それから小野澤議員もそうですけれども、かなり期限をいつまでということで、結構ご要望いただいておりました。地権者のほうにも私全協の中で何回か折衝した記録も出させていただいてはいるところなのですけれども、そういった早急に見積りを出していただきたいという中で、さらにこれ以上の補助金は出せないので、そういったことも勘案して、見積りを出してくださいというご協議の上での見積りでありました。実際に議会の全協の中で280万円ということで、専決予算をお願いさせていただいたご説明したのですけれども、それを詳細に町のほうで交付決定する際に、ここは対象外、ここは対象にしましょうという考え方の中で、今日ご説明させていただいたというところですので、決して全員協議会の中での考え方と変わっているという認識は持っておりません。一応精査した中での対象経費に対する補助金ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 傍聴人(小野澤健一君) 最後にします。何ら2月17日のものと変わっていないのではなくて、変わっているわけです。これだけ、80万円弱減っているわけでしょう。要はなぜそのときにそういう話にならなかったのかということを問題視しているわけです。1回要は専決適当にやって、いや、内容は後で変えました、それというのは議員に対する説明義務ってどういうふうにしてお考えなのか。あるいは議員のほうも、ああ、こういう形でいくのだと。ところが、蓋を開けてみたら、いや、違っていましたと。どこまで違うのだと。専決処分はいろんな中で、いろんな議員の皆さんも問題視をしている一番大事な部分、先ほど申し上げたように、議会と執行側が信頼関係で結ばれている行為であるわけですから、その内容が今のような内容で、今後やられるということになると、非常に私は危惧を申すということを先ほど申し上げたわけであります。再度申し上げます。あまりにもずさんな専決処分のやり方であるというふうに私は思います。今後こういった工事等に関わるものについては、詳細な見積りを我々議員に提出をいただき、その中でどれが該当するのか、しっかりと明記をすることを希望しまして、私質問を終えたいと思います。
- 傍聴人(髙橋秀昌君) 1つ、今の小野澤議員が指摘している道路の件で伺いたいのですが、これは1級町道という認識でよろしいでしょうか。

地域整備課長(時田雅之君) そうです。髙橋議員おっしゃるとおり、1級町道です。 傍聴人(髙橋秀昌君) ご存じのように1級町道というのは複数の集落を結ぶ道路。つ まり田上町にとっては主要な、大きな重要な道路という位置づけになります。この 場所は旧県道でありまして、全協のときにも明らかになりましたが、今回はその法 面が町道敷地ではなくて、民有地だったというところにこの大きな問題が起こった というふうに私は認識しています。執行の皆さんは、この図面を見てください。法 面がこのような法面で、一般的に言えば道路に該当する、道路の敷地に該当する。 つまり町有地に該当する法面が民有地になっているということです。これは、恐ら く旧県道のときの現地の状況を大きく変えた道路でありながら、底面、つまり道路 面だけが公共用地で、あとは私有地になっていると。恐らく反対側もそうではない かと思うのです。こういうことは、現在の工事ではあり得ないことだと私は思うの です。問題は、今回はこのように協議が成り立ちましたので、町の負担3割、民地 の負担が7割ということで工事が行われるわけですが、つまりこの協議が整うまで は工事ができないと。当然にして、こういう町有地である道路がずっと全面通行止 めが長く続くということです。私は、これを問題にしたいのです。つまり1級町道 ではこの周辺を見れば、上野のこの部分もそうでありますが、あらゆるところへこ の線をずっと御覧になっていただくと分かるように、川ノ下でもあるし、それから その先にもあるのですが、法面が非常にたくさんあります。この法面が全て町有地 ではなくて民地であるとすれば、大地震が起こって崩れたとき、大雨が降って崩れ たとき、これは全て民地の方々、住民と協議をした上で工事しなければ駄目だと。 その間ずっと交通止めになるとうことになりますよね。これは、避ける必要がある のではないかというふうに思うのです。そのためには、もちろん大規模の地震のと きは、もちろん激甚災害指定されれば国の支援があるわけですが、そうでないとき はみんなこうした民地であれば町と住民との協議の下で、協議が成立してから初め て工事に入るということですから、ずっとその道路が閉鎖されたままになるという 危険性あると思うのです。そこで、指摘をしておきたいのですが、こうした道路は ほかのところでもたくさんあるわけなので、できるだけ早いうちにその法面が町有 地なのか、それとも民地なのかを確認しておく。もしものときにどう対応すべきか ということについても明確にする必要があると思います。一定の時間がかかります けれども、課において、ほかの田上町の町道に関する法面がどうなっているかとい う実態を、できるだけ早いうちに把握することを求めておきたいのですが、いかが でしょうか。

- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいまの提案ですが。
- 地域整備課長(時田雅之君) かなり路線数もございますし、現場の状況がそれぞれ異なっております。確認するのに1年そこらで無理かもしれませんが、その辺こちらのほうでも検討したいと思います。
- 傍聴人(髙橋秀昌君) あしたまでに調べろとか、3か月後までに調べろと言っていません。見れば大体この辺が法面が大きいなという道路は分かるはずですので、図面上でも分かるはずですので、そこを確認するだけということになります。そうすると、税務課などとの協議をすることによって、割合と図面上でも分かるということで、現地を直接見なくてもある程度抑えるということができる、技術的にはそんな難しくないなと受け止めていますので、努力していただきたいと。なぜ努力するかと、こういうことってまた起こるのです。そういうことがありますので、ぜひ不断の努力をして、できるだけ早いうちに議会にも報告できるような準備をしていただきたいということを申し添えておきたいと思いますが、これで最後の質問ですので、お答え願います。
- 地域整備課長(時田雅之君) 期限は申し上げられませんが、精いっぱい努力しまして 整理したいと思います。
- 傍聴人(中野和美君) 今の法面の件で質問です。

今回の法面崩落の誘因にもなっているケヤキの根っこなのですが、今の説明の中では伐採するかどうかまでは、はっきりおっしゃっていないのですが、きっと伐採されるのだと思うのですけれども……

(伐根と言ったの声あり)

- 傍聴人(中野和美君) 伐採する場合では、この工事の中のどの部分に属するのか。それとも伐採は地主負担なのか、その辺をお聞かせください。
- 地域整備課長(時田雅之君) 伐採ではなく伐根になります。その経費につきましては、 法面改修工事の土工の部分の中に入ってございます。
- 傍聴人(中野和美君) ありがとうございます。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにないようですので、これにて承認第2号から4号に対する質疑は終了します。

続いて、議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について審査に入ります。

執行の説明を求めます。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、議案書47ページお願いいたします。議案第5号

同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約ということでお願いいたします。こちらにつきましては、令和元年6月議会で議決をいただきました。事業の進捗に伴いまして、屋外の拡声子局、それから戸別受信機の配布付希望世帯の確定等によりまして、今回契約の変更をお願いするものでございます。そちらに変更前、変更後の金額が載せてございますが、当初契約2億5,300万円から1億2,440万800円を減額をして1億5,055万9,200円ということで、現在藤島無線工業株式会社さんと仮契約を結んでいるということでございます。

今回参考資料ということで、この変更契約の主な要因でございます。今ほど申し上げました、特に戸別受信機、当初4,200台ということでございましたが、変更で2,200台ということで2,000台の減。それから、外部アンテナも3,000本ということでございましたけれども、500本ということで減額をさせていただくというものでございます。

それから、併せまして総務産経の所管事務調査でもお配りいたしまた2月末現在ですけれども、同報系防災行政無線の戸別受信機の申請数の一覧ということで、資料のほうを併せて添付をさせていただきましたので、そちらも参考にいただければと思っております。

説明は以上でございます。

- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいま説明が終わりました案件について質疑に 入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
- 4番(渡邊勝衞君) 2月8日の総務産経常任委員会で説明がありました戸別受信機の 関係でお聞きします。

その際、2月末までには何とか外部アンテナについて終わりたいという話がありましたけれども、それは終了しているのですか。お聞かせ願います。

- 総務課長(鈴木和弘君) 確かに総務産経常任委員会のときにはそういう話をさせていただきましたが、雪の関係もございまして、3月末には終了する予定になっています。ちょっと延びています。
- 4番(渡邊勝衞君) それで、例えば今回の特に湯川のほうですか、それと中店の谷の ほう結構外部アンテナを設置したという話は聞いてありますけれども、私がなるべくちょくちょく皆さんと話をしているのですけれども、川ノ下の奥のほうもやはり 谷があるような状態になっておりますので、ここら辺りもまだ限界というような状態のところがあるそうでございます。当然そうなればやはり清水沢の奥とか、川船 の奥か、茗ケ谷川の奥辺りもそういうのが該当するのか、あるのではないかと思い

ますので、そこらも少し見てもらって、できる限り3月31日まで、もう3週間ほどでございますけれども、なるべく災害が発生した場合に、その戸別受信機が有効に使われるような状態にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第5号に対する質疑は終了いたします。 ここで暫時休憩に入ります。

午前10時03分 休憩

午前10時15分 再 開

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について中、説明を求めます。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、議案書の48ページお願いいたします。議案第6号令和2年度田上町一般会計補正予算(第14号)になります。歳入歳出予算の総額から歳入それぞれ2億9,224万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,947万8,000円とする補正でございます。あわせまして今回継続費の変更、それから繰越明許費の補正、追加、それから地方債の補正ということで、併せて今回補正をお願いしているものでございます。

それでは、まず議案書の53ページになりますが、継続費の関係、それから繰越明 許は、では室長のほうから。

総務課政策推進室長(堀内 誠君) それでは、議案書の53ページになります。第2表、継続費の補正ということで、変更でございます。まず、一番上の段でございますが、2款1項企画事業の関係でございます。こちらのほう補正前が1,024万1,000円というふうな形でございましたが、こちらのほう総合計画の策定業務委託の部分で継続費を組ませていただきました。その入札等、請負差額等も発生したことから、今回補正後というふうな形で、総額で770万円。あわせまして令和2年度、3年度の年割額を令和2年度では462万円、令和3年度では308万円というふうなことで変更したいという内容でございます。

続きまして、その下の段でございますが、2款1項まちづくり拠点整備事業でございます。補正前の額といたしまして、総額で18億7,274万5,000円でございます。 今回道の駅等整備に関する工事等が終わりましたことから、整備をするというふう な形で令和2年度の部分だけが変更になっております。令和2年度が5,493万4,000円に変更というふうな形でございます。そちらの部分、全体事業費からも同じく減額の2,951万3,000円で18億4,323万2,000円というふうな形になります。内容に関しましては、道の駅の施工監理、道の駅の本体の建設工事等の部分での減額というふうな形になります。

続きまして、第3表の繰越明許費の補正でございます。こちら、新たに追加をお願いするものでございます。2款1項まちづくり拠点整備事業というふうなことで、こちら都市再生整備事業の事業効果調査の分析調査を実施する予定でございましたが、それに含まれます地域学習センターのオープン等も先日あったばかりというふうな形でございますので、それらも含めまして効果の検証をするというふうな形になりますので、こちらのほう改めて来年度へ繰り越すようなことで、限度額を342万円とさせていただきました。

続きまして、2款1項社会保障・税番号システム整備事業でございます。こちらのほう249万3,000円を限度額に繰越しを行いたいというふうな内容でございます。こちらのほうは、12月補正で住基システムまたは戸籍システムの連携をするためで、補正のほうを計上させていただきましたが、こちらのほう戸籍情報等の国の仕様書が出てこなかったというふうなことがありまして、今回、今年度で事業ができないというふうな形でございますので、改めまして繰越しをして実施をしていきたいという内容でございます。

私のほうからは以上です。

総務課長(鈴木和弘君) 議案書めくっていただきまして、54ページお願いいたします。 第4表、地方債の補正ということで、今回追加でございます。後ほど町債のほうで も説明をさせていただきますが、今回新たに河川整備事業ということで400万円、こ れは緊急浚渫推進事業債ということで、以前12月議会でしたか、髙橋議員のほうか ら質問いただきました。町のほうで新たに令和2年度から取り組みをということで、 追加でございます。

それからその下、減収補填債ということで1,213万9,000円ということで、これ令和2年度のみでございますけれども、これ歳入のほうで説明をいたします。今回新たに地方の税収等が減少する部分について、国のほうで減収補填ということで認めるということで交付税措置もございますので、今回借入れをしていきたいということで新たに追加をさせていただきました。

それでは、歳入のほうを説明をいたします。57ページお願いいたします。今回年

度末ということで、ほぼ交付申請等に伴いまして、減額なり追加という形の増減整理をさせていただきましたので、お願いいたします。かなり資料も多いものですから、主なものということで説明をさせていただければと思っております。1款町税、1項町民税、2目法人ですが、100万円ということで減額を見込んでございます。12月までの調定、それから、今後の調定見込みも町民課のほうで固定資産税の特例措置の申告ということで、そのときの状況どんなですかということで把握をした部分で、今後の2月、3月の見込みということで、今回100万円ということで減額をさせていただいているところでございます。

それから、1款4項1目町たばこ税340万円の減額でございます。先ほど申し上げました、こちらが新たに減収補填の対象になるということで、これ交付税上で基準財政収入額で見込んでいるたばこ税の関係と、実際の町に入ってくる部分の比較をいたしまして、これ実際の数字につきましては、国のほうからある程度の数字が来ておりますので、今回340万円減額をし、その分はまた後ほど説明が重複しますが、減収補填債で借入れをさせていただくという形になっております。

それから、1項5項1目入湯税でございます。1,800万円の減ということでございます。こちらにつきましては、新型コロナの関係の影響もございまして、湯田上温泉で当初見ていたよりも5万600人ほど減、湯っ多里館も7万2,500人ほどの減ということで見込んだ数字になってございます。

それから、めくっていただきまして58ページ、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税、こちらについても減収補填の対象になるということで、100万円減額をさせていただいているところでございます。

それから、2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税については、決算見込み ということで減額でございます。

それから、7款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金630万円の減額ということで、こちらにつきましても減収補填の対象ということで、国のほうからの通知に基づいて今回減額をさせていただいているところでございます。

59ページ、8 款ゴルフ場利用税、1項1目ゴルフ場利用税交付金130万円の減、こちらも減収補填の対象になるということで、今回減額をさせていただいているところでございます。

それから、11款地方交付税、1項1目地方交付税につきましては9,965万1,000円 ということで、今回決定額ということで増額をさせていただいているところでござ います。当初予算編成時よりも新たに費目といたしまして、地域社会創生事業費と いうことが創設をされたのですが、予算の段階で見込んだ数字以上に交付税が来た という部分。それから包括算定経費におきましては、単位費用等の見込みに伴いま して、今回増額をさせていただいているところでございます。

それから、13款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金249万6,000円でございますが、保育所保育料ということで、今現在の見込みで減額という内容になってございます。

めくっていただきまして60ページ、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございます。特に大きい部分、1節社会福祉費負担金のところでございますが、低所得者保険料軽減負担金、これ介護保険の消費税増額による部分の保険料を軽減するということで、国の分、これ2分の1、後ほど県も出てきますけれども、県が4分の1、町が4分の1ということで、今回その部分の受入れでございます。

それから、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては996万円の増額ということになってございますが、一番下のところに都市構造再編集中支援事業補助金ということで、こちらは名称が変わったということで旧都市再生、道の駅関連の補助金の名称が変わったという部分でございます。今回金額を増額しておりますが、当初令和2年度については50%の補助がつくということで、当初の予定よりも交付決定の金額が多かったのですが、今までの4割程度の補助金ということで、道の駅分については補助金ということで、過去の分で前の分の令和元年度分の精算もした中で、今回追加でその部分も補助金ということで追加交付をいただいたということで、かなり金額は増えております。

それから、61ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス対策 事業補助金の関係、こちらは特別定額給付金事業の補助金ということで、今回事業 費等に伴いまして、事業費が60万円、1人10万円の分ですが、6人分が減額。事業 費も548万4,000円の減という内容になってございます。

15款2項5目教育費国庫補助金435万7,000円、こちらにつきましては2節小学校費補助金、3節中学校費補助金、それぞれ公立学校情報機器整備費補助金ということで、タブレットの導入をということで補助金の交付をした部分、実際に導入、入札後の金額で減額をしているという内容でございます。それから、5節教育対策事業費補助金120万円でございますが、こちらにつきましては、3次補正の国の予算に対応するということで、1校当たり40万円を上限ということで、学校の関係の保健衛生の関係の経費ということで今回計上し、これは繰越しをする予定になってございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金につきましては、先ほど国庫負担金で説明いたしましたとおり、低所得者保険料の軽減負担分、これは4分の1相当分ですが、受入れをしているという内容でございます。

めくっていただきまして62ページ、16款1項3目農林水産業費県負担金につきましては、地籍事業の負担金、これ交付決定ということでございますので、それに伴う減額でございます。

16款2項1目総務費県補助金1,032万5,000円ですが、1節総務管理費補助金、地域活性化推進事業補助金ということで、こちらについては道の駅の誘導看板ということで、令和2年度三条振興局の補助、県単の補助なのですけれども、これの対象になるということで、2分の1の受入れをお願いするものでございます。

それから、あとは63ページ、17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入577万5,000円の受入れでございます。今回新潟五泉間瀬線の関係でこの中の主なものでございますが、357平米ということで547万6,000円の収入でございます。

めくっていただきまして64ページ、18款寄附金、1項2目指定寄附金ということで401万円ということで、ふるさと納税、それから北陸ガスさんから指定寄附いただきましたので、その部分の受入れでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金、今回財源調整の関係で2億9,838万5,000円の繰入れを減額をいたします。

それから、3目生涯学習センター設立基金繰入金4,284万9,000円、こちらにつきましては、今回の条例で生涯学習センター事業等を全体的に終了したということで、基金を廃止するということで、今回全額基金から取崩しをするという内容でございます。

65ページ、21款諸収入、4項1目総務費受託事業収入でございますが、県からの事業の受入れということで、道の駅の関係で工事費等、一部増嵩した部分について県の負担分の受入れでございます。

それから、21款5項2目雑入、4節雑入のうち、防火水槽移設補償料ということで1,206万7,000円ということで歳入ございます。これ先ほど新潟五泉間瀬線の関係の道路整備に伴いまして、防火水槽の移設が必要になるということで、これに伴う補償費の受入れになってございます。

それから、めくっていただきまして66ページ、22款町債、1項町債です。まず、 1目総務債3,850万円ということで、全くの減額、ゼロになります。これは、道の駅 の関連の起債を予定をしておりましたが、先ほど歳入のときに説明した国庫補助金 のところで50%分プラス、今までの分の補助金の部分の交付をされるということで、 今回起債の借入れをしないという内容でございます。

それから、あとそれぞれ歳出の事業に伴い起債を減額しておりますが、4目土木債、2節河川整備事業債、緊急浚渫事業債ということで、先ほど地方債の補正でも説明させていただきましたが、浚渫の関係の事業ということで、起債の対象になるということで、今回400万円の受入れをするものでございます。

それから、5目消防債1億930万円の減でございます。防災対策事業債につきましては、防火水槽の関係の移設の関係でございます。先ほど雑入のところで説明いたしました補償費の金額が当初で見込めませんでしたので、補償費がないということで計算をしておりましたが、今回その補償費の分を差し引いた分での起債をということで、大きく減額をしております。2節緊急防災減災事業債9,960万円の減、これは防災無線の関係での経費を減額をしているものでございます。

それから、8目減収補填債1,213万9,000円ということで、先ほど税の関係、譲与税の関係ございましたように、今までは法人税とか利子割交付金のみが減収補填の対象になっておりました。そちらについては、借り入れるか、場合によっては3年かけて精算するかということだったのですが、今回国のほうから対象税目というか、広げたということで、今回借りなければ精算はしませんということで国から通知が来ましたので、今回先ほど申し上げましたたばこ税、それから地方揮発油税、地方消費税、ゴルフ場利用税ということで、それぞれ国のほうから通知が来ておりますので、こちらのほうを借入れをしていきたいと。交付税上につきましては、それぞれ基準財政収入額は75%ということですので、借りるのは100%なのですが、交付税措置が75%、一部揮発油税とか地方消費税の部分の一部100%のものもございますが、交付税上75%算入をされるということで、今回借入れをしていきたいという内容でございます。

歳入は以上でございます。

議会事務局長(渡辺 明君) それでは、歳出のほうに移らせていただきます。議案書67ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費69万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうに移っていただきまして、8節旅費になりますけれども、議員普通旅費、研修旅費、職員の普通旅費ということで、これ全て3項目、今回新型コロナウイルス感染症により各種の研修、会議、行政視察等の中止によって減額をするものでございます。

以上です。

総務課長(鈴木和弘君) 続きまして、2款総務費、1項3目財産管理費です。5,424万9,000円でございます。24節積立金ということで、財政調整基金元金の積立金ということで、今回5,424万9,000円の積立てをお願いするものでございまして、先ほど歳入のところで生涯学習センターの基金の繰入金ということで、歳入では4,284万9,000円という形なっておりますが、後ほどまちづくり拠点整備のところで、事業費等の関係で繰入金額を1,140万円減額をしておりますので、それらも合わせまして5,424万9,000円の財政調整基金への積立てをお願いするものでございます。そういたしますと、令和2年度末の見込みといたしましては、6億9,000万円という見込みになってございます。

では、企画費以降は室長からお願いいたします。

総務課政策推進室長(堀内 誠君) では、議案書の67ページ、下段のほうになります。 2款1項7目企画費でございます。こちらのほう272万8,000円の減額をお願いする ものでございます。右のほうの説明欄でございます。 1 節報酬ということで、総合 計画審議会委員の報酬を計上しておりましたが、当初3回実施する予定でございま したが、2回の見込みになりそうな見込みだというふうなことでございますので、 1回分の報酬を減額するというふうな形になります。その下、総合計画策定会議委 員というふうな形で、こちらも3回分計上しておりましたが、単独での開催を行わ なかったため、3回とも全て報酬のほう減額をさせていただくというふうな形にな ります。議案書68ページでございます。7節報償費でございますが、ふるさと応援 寄附金記念品でございます。こちらのほう20万円の増額をお願いするものでござい ますが、コロナ禍の中、落ち込み等も懸念されたのですが、12月の実績等を見ます と、昨年並みの部分であったことから、今後の利用も見込めるため20万円を計上さ せていただいているところでございます。8節旅費でございます。こちらも委員の 費用弁償というふうな形で、総合計画また総合戦略の委員への費用弁償を減額をし ているところでございます。12節委託料でございます。総合計画策定業務委託料、 先ほど継続費のところの補正でもお話をさせていただきましたが、請負差額による 令和2年度分の年割額を変更したことによりまして、117万7,000円を減額するもの でございます。ふるさと応援寄附金支援業務委託料でございます。こちら43万円の 増額をお願いするものでございますが、金額が当初予定したよりも多くなっている というふうなことで委託料の増額でございます。その下、人口ビジョン策定支援業 務委託料でございます。こちらのほう当初業者委託というふうな形で考えておりま したが、町のほうで、自町で作成をするというふうなことで、この関連経費を減額 というふうな形でございます。

続きまして、2款1項8目地域づくり推進事業費でございます。補正額といたしまして147万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうでございますが、成増地区児童交流事業というふうなことで、111万7,000円の減額をお願いをするところでございます。こちら今年度、町で成増地区との児童交流を実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりまして、こちらの関連する経費を全て減額というふうな形になります。69ページになります。ふるさと田上会交流事業でございます。こちらのほうも、ふるさと田上会の新年総会等を東京都で行っておるのですが、そちらのほうに町からもPR等もありますので、そちらに参加を毎年しているのですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で中止というふうになりましたので、その関連する経費の減額でございます。11万1,000円の減額でございます。続きまして、成増地区交流事業ということで、こちらのほうも成増地区のほうに行きまして、農業まつり、梅まつり、または宿泊研修というもので交流をしておりましたが、今回新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったというふうな形で、そちらのほうの事業費を減額をさせていただくという内容でございます。

続きまして、10目少子化・定住対策費でございます。補正額といたしまして、160万円の減額をお願いするものでございます。右の説明欄のほうでございますが、移住支援金というふうな形で160万円減額というふうな形でございます。こちらのほうは、東京圏から通算5年以上居住していた方が県の就業のマッチングサイトを利用して就業して移住した場合、補助金というふうな形でやっておりました。そういった事業でございますが、単身で60万円、世帯で100万円というふうな形で1人と1世帯とというふうな形で160万円計上しておりましたが、今回実績がないというふうな形で減額をするものでございます。

続きまして、70ページになります。11目まちづくり拠点整備事業費でございます。こちら補正額といたしまして、3,146万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうでございますが、こちら7節報償費で竣工式典の謝礼というふうな形で14万7,000円の減額でございます。こちらのほう、竣工式のほう、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小したことによりまして、関連経費等、こちらのほうを減額をさせていただいているというものでございます。8節旅費につきましては17万3,000円の減額でございます。こちらのほう、全国道の駅シンポジウムというのを毎年各地で開催がされておりまして、そちらに参加をしておったのです

けれども、今年度新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして中止となったというふうなことで、こちらのほう関連する経費を減額をしたいという形でございます。11節役務費の関係でございます。7万9,000円の減額でございます。こちらのほう高圧充電をする際、検査手数料が必要でございましたが、引渡し前の検査というふうな形になりまして、業者負担で行うというふうな形になりましてので、今回減額をさせていただくというものでございます。12節委託料でございます。こちら交流会館等施工監理業務委託料ということで、こちら道の駅の施工監理業務委託でございますが、こちらのほう請負差額というふうな形で60万7,000円の減額でございます。14節工事請負費でございます。こちらのほう交流会館等建設工事ということで、2,890万6,000円の減額でございます。こちらのほうも当初からの請負差額というふうな形なりますし、こちらのほうの継続費を組んでいた部分、事業完了とともに精算をさせていただいたというふうな形でございます。続きまして、道の駅案内標識整備工事でございます。155万円の減額でございます。こちらのほうも請負差額というふうな形で、今回道の駅の誘導看板等を設置した部分の請負差額というふうな形になります。以上です。

続きまして、71ページでございます。下段のほうです。 2 款 5 項 2 目経済統計調査費でございます。補正額といたしまして32万5,000円の減額でございます。右の説明欄のほうで説明をいたします。経済統計調査事業というふうな形で、1 節報酬で5万1,000円の減額でございます。こちら工業統計の事業が確定したということでの減額でございます。経済統計調査その他事業というふうなことで27万4,000円の減額でございます。72ページになりますが、1 節報酬で24万6,000円の減額、こちら国勢調査に関する事業が確定したということで、報酬または旅費、13節使用料及び賃借料、事務費借り上げが、こちらのほうが減額になっていると、事業費の確定による減額整理でございます。

以上でございます。

議会事務局長(渡辺 明君) 6項1目監査委員費でございます。15万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうに移りまして、8節旅費になります。同額15万7,000円の減額をするものでございます。内容につきましては、職員研修旅費、議員研修旅費、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等中止になったということで、減額をするものでございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 続きまして、5款労働費。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 改めまして、おはようございます。産業振興課の近

藤のほうからご説明申し上げます。

ページのほうは飛びまして81ページのほうを御覧ください。81ページの下段のほうになりますけれども、5款労働費、1項労働費、1目労働諸費で、こちらのほう2万2,000円の減額をお願いするものであります。まず、説明欄のほうに沿ってご説明のほうをしたいと思いますので、右のほうの欄を御覧ください。まず、雇用その他事業ということで旅費になりますけれども、8節旅費21万9,000円の減額でございます。こちらの旅費に関しては、新しい公共交通を導入するに当たりまして、研修が必要だということで、県外へ視察に行くという前提で研修の旅費ということで計上させていただいたところでございますけれども、今回の感染症の拡大の影響もございまして、県外のほうへ出ることはできず、こちらのほう減額の21万9,000円でございます。その下、18節になります。負担金補助になりますけれども、こちら地方バスの路線対策補助金ということで、新潟交通観光のこちらのほう補助金となります。こちらのほう19万7,000円の増になります。こちらの増額になった主な原因ですけれども、お客様が少なくなったことに伴う運賃収入の減少が主な理由というふうに聞いてございます。

農業委員会事務局長補佐(宮嶋敏明君) 議案書の82ページを御覧ください。6款の関係ですが、先に農業委員会事業費の関係のほうを説明させていただきます。

6 款農林水産業費、1項1目農業委員会費でありますが、今回49万2,000円の減額 補正をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。 内容につきましては、8 節旅費の関係ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係により、町の委員視察研修や各種会議等の開催が行われなかったことによって、 職員、委員、それぞれ普通研修旅費等の減額をするものであります。

農業委員会事業につきましては、以上となります。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) では、引き続きまして、2目農業総務費のほうから ご説明いたします。

上から順にご説明いたします。2目農業総務費でございます。51万円の減額になります。こちらのほう説明欄のほう御覧いただきたいのですけれども、農業総務事業の18節負担金ということで、産業まつりの負担金51万円の減です。当初11月3日の開催を予定しておりましたけれども、先ほど申し上げたような新型コロナ感染の対策もございましたので、今年度実施はできませんでしたので、51万円の減額となっております。

その下になります。今度3目になります。3目農業振興費28万円の減額です。こ

れも右欄、右のほう、説明欄でございますけれども、こちらに関しても18節負担金ということで、田上町農業推進連絡協議会の負担金ということで28万円の減額です。こちらに関しては、農業に関する各種団体、農協、共済、県などが集まった中で過去ずっと協議会開いてきたところでございますが、今年度研修、部会あるいは視察等は行うことがなかなかできないという中でございましたので、こちら28万円の減額をさせていただいております。

その下、4目水田農業構造改革対策事業費です。補正額としては、マイナスの339万8,000円の減額となります。右欄のほう、説明欄のほうを御覧ください。内容のほうは、全て18節になります。全部で3項目ございますけれども、一番上から農業再生協議会の補助金で30万円の減。こちらに関しましては、再生協議会に補助金を出した後に協議会のほうで研修会などに行くための旅費等で見込んでいた部分でございますけれども、こちらのほうも執行ができなかったということで30万円の減になります。その下の生産調整の推進助成金ということで、減額の299万8,000円になります。こちらのほうは、金額の額の確定ということで、こちらのほうを減額させていただければということで、計上させていただいております。その下の経営所得安定対策推進補助金で減額の10万円でございますけれども、こちらに関しても額の確定になります。こちらは、全額県からの補助金の部分と対応する形になります。

その下、今度一番下段になりますけれども、農地費ということで、これも減額で 1,938万5,000円の減額となります。こちらのほう、右欄のほうを御覧いただきたいのですけれども、事業といたしましては農地一般事業ということで、まず18節負担金補助ということで、新津郷の排水機維持管理負担金ということで、こちらのほうが30万円の減額となりますし、あとその下になります。今度ページが次のページになります。83ページになりますけれども、県営圃場整備事業の減額ということで260万円です。内訳として、今田上町で圃場整備、地区のほうが2か所進めてございます。上横場地区と新津郷田上地区でございます。上横場地区については、事業費3,000万円ということで、市町村割合が10%ということで300万円。新津郷田上地区については、当初の事業費6,500万円ということで県から連絡があったのですけれども、最終的には事業費としては1,200万円ということで、大幅な減額になったということで、県営事業が下がった部分、それに連れて町の負担金のほうも下がってきて、最終的には260万円の減額になります。新津郷の部分については、今のところ予定額は負担額が60万円の負担になりますので、大幅な減額というふうな形になります。

私のほうから以上です。

地域整備課長(時田雅之君) 続きまして、27節繰出金1,039万6,000円の減額をお願い するものでございます。こちらにつきましては、集落排水事業特別会計のほうでご 説明させていただきます。

その下段になります。国土調査事業608万9,000円の減額をお願いするものでございます。地籍調査の委託料の関係になりますけれども、国の内示の減額によりまして、調査面積を0.07平方キロメートルから0.04平方キロメートルに減少しまして、請負差額も合わせて600万円の減額をお願いするものでございます。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) では引き続きまして、6 款農林水産業費になります。 一番下の下段のほうになりますけれども、御覧ください。2項林業費になります。 まず、1目林業振興費です。こちら5万円の減額をお願いするものでございます。 説明欄のほうを御覧ください。こちら18節になりますけれども、負担金ということ で、こちら5万円の減額。内容といたしましては、南蒲原地区林業振興の推進連絡 協議会ということで、構成するのは三条市、加茂市、田上町、南蒲原の森林組合の 全部で4者になりますけれども、こちらのほうも視察や研修、総会などを予定して いたのですけれども、行うことができないということで、今年度5万円の負担金に ついては、協議会のほうとしては負担なしということで連絡ありましたので、こち らのほうを減額させていただきたいと思います。

続きまして、その下、2目林業整備費です。こちら林業整備事業ということで20万円の減額になります。24節積立金ということで20万円。こちらに関しましては、森林振興の積立金ということで、譲与税の関係になりますけれども、当初見込んでいた金額が240万円でしたけれども、今現在実績として入ってきている金額、年2回に分けて交付あるのですが、今現在113万9,000円ということですので、同額が入るという前提で227万8,000円ですので、今回20万円の減額をさせていただければというふうに考えてございます。

すみません、今度ページのほうおはぐりいただきまして84ページになります。84ページ、商工費になります。7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費になります。こちらのほうは、106万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。こちらに関しては、奨励金ということで18節になりますけれども、本田上工業団地への進出した企業に対する固定資産税の相当額の奨励金ということで交付したところでございますけれども、こちらの分、当初見込みよりも少なくなりましたので、減額の160万5,000円となります。

その下、3目観光費になります。こちらのほうは、補正額、減額の2,475万6,000円

となります。説明欄のほう御覧ください。上からしばらく続きますけれども、まず一番上になります。椿寿荘の管理事業になります。13節使用料賃借料ということで、仮設トイレの借り上げということで、一昨年11月の時期にお客様が多くなる、そのときにトイレのほうが不足するというような椿寿荘のほうからのお話、お客様からの声もございましたので、借り上げをしていたところですが、今年はそこまでいかなかった。その前に新型コロナの関係もあってお客様がなかなか来なかったという部分もありましたので、今回借り上げをしなかったので、40万円の減になります。

その下、観光事業になります。まず、1節の報酬です。夏まつりのバスの運転員 の報酬でございます。こちらに関しても皆様ご承知のとおり、夏まつり実施してお りませんので、こちらマイナスの5万円、こちら減額をお願いしたいと思います。 その下、7節報償費ですけれども、記念品ということで、こちらのほう36万円の減 になります。こちらについては、各種行事あるいはイベント等があった際に、湯っ 多里館の入館券をお渡ししていたところでございますけれども、残念ながらイベン ト等があまりなく、配布する機会がなかったために減額をさせていただくところで ございます。その下、8節旅費です。こちら20万円の減になりますけれども、これ につきましても県外等への出張がなかったということで、こちらについても旅費の 減額になります。その下、18節になりますけれども、負担金補助の関係になります が、まず一番上、温泉の里事業になります。こちらに関しては、例年9月に行って います温泉まつりを行う予定でおったのですが、これも行うことができなかったと いうことで減額になりますし、その下の竹の子の満喫ツアーということで、こちら のほうも例年行っていたのですけれども、こちらも5月に行うことができなかった ということでマイナス20万円。あとその下、国際観光テーマ地区推進協議会という ところあるのですが、こちらからも今回会議等を行うことができないということで 2万7,000円の減となっております。

その下、今度一番下になりますけれども、地域おこし協力隊の活動事業になります。予算としては、当初2人分を見込んでいたところでございますけれども、10月からの着任ということになりましたので、その分に見合った形ということで減額をさせてもらっています。それに伴って7節報償費20万円の減、また委託料に関しても556万4,000円の減というふうな形になっています。

今度ページは変わっていますけれども、85ページになりますが、道の駅たがみの管理事業になります。こちらに関しては、11節の役務費になりますけれども、手数料とありますが、これは具体的にはごみの収集、回収の手数料になります。こちら

に関して、当初予定したのが15万円だったのですけれども、事業者の方とお話しする中で役場と一体となって回収するということですので、役場の回収分と一緒になってやるということですので15万円、こちら不用ということで、今回減額をさせていただきます。その下、13節です。使用料及び賃借料ということで、事務機の借上料ということで、当初220万円で見込んでいたのですけれども、今回120万円の減ということで、湯っ多里館等を参考にして当初見積りをしたのですけれども、今回仕様、内容等を見直す中で、そこまでいかなくて済むということで120万円の減になります。あと、18節負担金補助の部分で、道の駅たがみの開所準備負担金ということで、指定管理料としては年間500万円なのですけれども、年度当初については開所準備負担金ということで、4月から9月に関しては駅長と副駅長、まだ開業する前でしたので、駅長、副駅長の人件費相当分の半額ということで話をさせていたださまして、最終的には40万5,000円の減額ということで、こちら上げさせていただいております。

その下、道の駅たがみ整備事業ということで、こちら備品購入費ということで 1,500万円の減となります。金額のほうは大幅に減になっておりますけれども、大き な理由といたしましては、備品、物品の購入に関して工事のほう、建物の造作だと か、そちらのほう、什器だとか、厨房設備などについて建設の経費のほうで賄うことができた部分がかなり多かったといった部分になりますし、あと指定管理者と協議する中で、できるだけ品物のほうを簡素な形でということで協議のほうを進める中で、備品のほうを抑えることができたといったような形になります。

あと、一番最後になります。湯っ多里館事業になります。湯っ多里館管理事業の 9万円の減になりますけれども、全部で130万円の減ですけれども、まず18節負担金 の部分については、以前に町が直営の時代に販売した前売り券について、利用があった際に指定管理者に負担をこちらのほうからさせてもらう部分ですけれども、お 客様が少なかった、入館者が例年より少なかったということで、こちらのほう減に なりますし、あと一番下になりますけれども、湯っ多里館管理のその他事業で工事請負費です。浚渫工事ということで、今回秋にやらせていただいたところでございますけれども、この分の121万円の減になります。ちなみに、2月の一番最後の段階のときに、今の現在のお湯の量を確認したところでございますけれども、330リッターから350リッターぐらい今出ているという形ですし、また今日改めて夕方計測に行きますけれども、ちょうど去年温泉の閉塞が始まる前とほぼ同等の数字まで今戻っているというふうな状況でございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 続いて、8款土木費。

地域整備課長(時田雅之君) それでは、議案書86ページのほうを御覧ください。土木 費につきましては、ほとんどが発注終わりまして、入札の請差の部分になりますの で、よろしくお願いいたします。8款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費160万 円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。側溝改良 工事事業としまして20万円の減額。それから、舗装補修工事事業としまして140万円 の減額、いずれも請負請差でございます。

続いて、3目除雪対策費137万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。17節備品購入費ということで、今年度補助金のほうを使いまして、歩道用の小型除雪車のほうを購入させていただきました。その関係の請負請差になります。

4目道路新設改良費10万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほう を御覧ください。道路改良工事事業ということで10万円、こちらにつきましても請 負差額でございます。

続いて、87ページのほうを御覧ください。8款3項都市計画費、1目都市計画総務費39万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。12節委託料ということで、大規模盛土造成調査委託料、こちらにつきましても入札の請負請差でございます。

3目下水道対策費3,617万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。27節繰出金ということで、こちらにつきましては、下水道事業特別会計のほうでご説明のほうをさせていただきます。

続いて、4項住宅費、1目住宅管理費500万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。18節負担金補助及び交付金ということで、民間賃貸住宅建設補助金、こちらのほうを平成28年度から時限立法で実施しているのですが、実績がなかったことから全額補正をお願いするものでございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 続きまして、9款消防費。

総務課長(鈴木和弘君) 続きまして、9款消防費、1項1目常備消防費241万2,000円の減額になりますが、こちらにつきましては、めくっていただきまして88ページ、加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金でございます。組合のほうでの令和元年度の繰越金に伴いまして精算でございます。

続きまして、2目非常備消防費361万3,000円の減額です。費用弁償ということで、

これ消防団の関係になります。先ほど来お話があるとおり、新型コロナウイルスの関係で定期演習、訓練演習、それから出初め式等、開催ができませんでしたので、 それらの関係の費用弁償を減額でございます。

3目消防施設費につきまして、14節の工事請負費、こちらについては請負差額ですが、防火水槽の移設ということで、県道新潟五泉間瀬線の関係での経費になります。

4目防災費9,827万円の減ということでございます。こちらにつきましても請負差額等の関係、先ほど変更契約をさせていただきました同報系防災行政無線の整備業務委託ということで、この部分9,533万6,000円、これが一番大きな要因でございますが、今回減額をするといった内容でございます。

それから、最後になりますが、93ページ、11款公債費、1項1目元金80万6,000円でございます。これは、起債のほうの借換えを行いました関係で元金が増額になっております。

めくっていただきまして94ページでございます。11款1項2目利子でございます。1,086万2,000円ということになっております。今回利率の見直しということで、大きく幼児園、それから臨財債の関係等がございました。それぞれ利率の見直しの時期ということもございまして、これの関係で約400万円ほど減額になっております。

それから、令和元年度の借入れ分ということで、予算のほう計上しておりましたが、一部地域学習センターあるいは道の駅の関係が予算の段階から繰越しをするということで、その部分、借入れの分の利子を見込んでおりました。これが200万円程度。それから、予算のときには利率を1%ということで見込んでいるのですけれども、実際の借入れによって利率が下がった。あとは実際に借入れの際に金額等の変更がございまして、それらの関係で約400万円ほど減額になったという部分の積み重ねの関係で、今回利子について1,086万2,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 第2表、継続費補正……

(何事か声あり)

- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 失礼しました。ただいま説明が終わりました案件 につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
- 11番(池井 豊君) 総務課長、総額で2億9,200万円の減という補正予算なのだけれども、今の各報告があったときに新型コロナで事業中止、旅費等も出ないという状況

で、それでなおかつ減収補填債が使える幅が広がったという状況になって、これが 田上町財政に与える影響というのはどういうふうに見ていますか。今回のこの補正。

- 総務課長(鈴木和弘君) 今回の部分、確かに新型コロナの関係で財調当初かなり繰入 れをして、当初こういうふうな措置がない、減収補填は特にそうだと思います。新 型コロナの関係で事業費が落ちるかなというのは、新型コロナの関係やっていくと きにいろいろ議員の皆さんからも、多分恐らくその部分を使えばいいではないかと いう議論もあったかと思うので、落ちるというのは歳出のほうはある程度見込んで はいたのですけれども、減収補填とか、あと新たに緊急浚渫、起債の関係、それは 交付税措置がありますから、その部分の借入れができたという部分については、財 政的には非常に助かっている部分かと思います。ただ、先ほど申し上げました令和 2年度末の財調の見込みが6億9,000万円ということになっています。実は財政計画 と比較してどうかなと思ったら、副参事とも話したのだけれども、ほとんど近い感 じになっているものですから、ある程度見込んだようにはなっているかと思います。 ただ、これからまた予算審査特別委員会のときにも話も出ますけれども、令和3年 度はかなり今の段階では、国の財政状況が分からない中での予算編成していますか ら、今のところ町には交付税なり、臨財債を増やすということで対応していますけ れども、今後見ていった中で、収入がどういうふうになるかなという部分は正直不 安でありますけれども、今の段階では財調の残高だけ見ると、まあまあ何とか町が 想定しているぐらいに追っついてくれているかなという印象を持っています。
- 11番(池井 豊君) 私も今の説明聞いていて思ったよりいろいろ来ているなという気がして、何が言いたいかというと。事前審査になるかもしれないけれども、令和3年度はもうちょっと積極予算でいってもまだ大丈夫なのではないかなというような気がしているところです。

もう一つ確認したいのが、減収補填債のこの枠が広がったというのは、これは令和2年度限りのことなのか、それともこれからずっとやるのかというところと。あと課長の説明だと、地方交付税が思ったより来ましたという、この思ったより来ましたで1億円もいっぱい来て思ったより来ましたでは、令和3年度の予算編成に令和3年度もこれくらいは来るのかなと思いながらできるのかどうかというと、重要なところだと思うのですけれども、その要因分析というのは本当にどういうふうになっているのかというところを聞かせてください。

総務課長(鈴木和弘君) まず1点目、減収補填については、今のところは令和2年度のみ。先ほど、もともと減収補填あったのです。利子割とか法人税割だけだったの

で、それで借りるか、翌年度以降3年で精算するかということだったのですが、今回町も含め、全国的に非常に地方の財政が厳しいだろうということで、国が特別、借りないと逆に精算しないから借りてくださいみたいな感じで通知が来ましたので、今回借入れしますので、来年度以降はどうなるか分かりませんけれども、一応今のところは令和2年度のみです。

それから、交付税、確かに思ったよりいっぱい来たねかという話。これは、私もそうですし、以前からずっと交付税というのはなかなか計算が難しいと。国が何%伸ばすから、単純にそれ町に来るかということで伸ばせるようなものではありませんから、それぞれの項目があったりするものですから、令和2年度については、先ほど申し上げたように、新たな費目が新設で地域社会再生事業ということで、そういう名目で費目を措置するよということで、国からは通知は来ているのですけれども、実際には細かな部分が来ませんから、予算の段階は見込みの中で算出せざるを得ない部分があって、実際やったらその数字が増えたというのが要因。

それから、包括安定経費という中で単位費用、交付税の中でそれぞれの費目に対して単位費用が、それも上がったり下がったりすることによって相当交付税に影響するのですが、それもなかなか示されていない中で積算すると、そちらのほうが2,600万円ほど増えているということですので、ですのでこれは、確かに予算の段階でそこまではっきりはじければいいのでしょうけれども、なかなか正直難しい部分がありますので、事前審査になるということですが、令和3年度も正直言うと、国のほうは相当厳しいだろうということで地方と折半するみたいな、何年かぶりにするみたいな話もあるのですけれども、単純にそれが増えたから町が増えるかなというと、内容だけ見ていくと県のほうにウエートが行くような感じも見えますので、町のほうもその辺は県に確認をしながら積算はしていますけれども、現状交付税というのは町の主要財源でありますけれども、そういう部分で積算が正直非常に難しいのは現状でございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

では、私から少し質問させてください。

68ページの2款総務費の人口ビジョン策定支援業務委託料182万6,000円減額なのですが、これ自前でやれたということなのですけれども、皆さんの中で自前でできるものというのは、今回初めて聞いたような私は気がするのですけれども、いろんなどういうやりくりしますか。こういうものって結構自前でできるものって結構探せばあるものなのか。それとも今回内容的にたまたま自分たちでできるということ

だったのか聞かせてくれませんか。

- 総務課政策推進室長(堀内 誠君) 先ほども説明しましたが、当初人口ビジョンというふうな形で業者委託というふうなのを考えておったのですが、やり方等も業者等も過去に担当した者もいたものですから、そういった部分で自町でできるものかというふうな形でやってみたというふうな形ですが、詳細については担当の係長のほうからまたご説明をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。
- 政策推進係長(泉田健一君) 総務課、泉田です。よろしくお願いいたします。

今ほどの委員長からのご質問の件になりますが、まず人口ビジョンの作成委託に つきましては、過去5年前に、これは業者委託でやったものになりますけれども、 それに併せまして国ほうからも算出のための資料等を頂いております。それに基づ きまして、今回委託する内容と、あと自分たちでできるかどうかを精査した中で、 今回は自分たちでできるのではないかということで委託業務をせず、自町の中で積 算、シミュレーションをかけた中で、今作成をしている途中でございます。そのほ かの業務についてできるものかというものについては、それぞれの委託の業務によって性質がございますので、できるもの、できないものあるかと思います。今回の 人口ビジョンにつきましては、素材がありましたので、こちらでもできたということでご理解をいただければと思います。

8番(椿 一春君) 3点質問があります。

1個目が歳入のほうのページ65です。そこで、電気料なのですが、物販スペース81万8,000円の雑収入というのは、これどこから発生した収入なのかお聞かせください。 それから、歳出のほうのページでいう67ページ、安全対策費です。カーブミラーでマイナス17万3,000円の減額の理由を聞かせてください。

それから、ページの85ページ、道の駅関連のところで、ごみ収集料の15万円の減額なのですが、町役場と一体ということなのですけれども、これ町役場のほうの収集料が増えたことになったのか、町役場のほうの収集料は減らすから全体と見てマイナス15万円となったのか、その辺聞かせてください。

以上です。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) まず、1点目になりますけれども、65ページの一番下の道の駅物販スペースの光熱水費になります。こちらのほう具体的に申し上げますと、物販スペースというのはコンビニエンスストアを指します。コンビニエンスストアのローソンのほうから電気あるいは水道にかかる経費ということで、こちらのほうを受けるところになりますので、これは今回81万8,000円ということで計上の

ほうをさせていただいてございます。

- 総務課長(鈴木和弘君) すみませんでした。67ページ、2款1項4目交通安全対策費ですが、これ請負差額になります。当初カーブミラーの設置をした4か所のところの請負差額になります。
- 産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 3点目になりますけれども、先ほど説明が足りなく申し訳ございませんでした。ごみ収集に関しましては、正確に申し上げますと、役場のほうに常に毎日巡回してくるルートの中に入っているということで、その中でやっていただけるというお話でした。結果的には、町のほうのごみの収集の部分の料金等が上がるという話はございませんでしたので、あくまでもこれは減額になっているというふうにお捉えいただければと思います。

以上でございます。

- 10番(松原良彦君) 私のほうから、スクールバス関係といいましょう、運転手手当のことについてお聞きしたいのですけれども、今回84ページに夏まつり巡回運転員報酬というのが出ております。これは、5万円ということなのですけれども、こういうのは今回町が頼む運転手というのは、例えばスクールバス、それから今回みたいに私ども長野県でも、どこか視察に行くと1泊泊まり。それから、今回出ている日帰りの1日だけの運転手手当、こういうの表ができているのか、それとも時によっては相談ではおかしいですけれども、そういうのはどうなっているのか。保険もありますし、運転手手当のことについて、分かる範囲内で聞かせていただきたいのですけれども。
- 産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 全部お答えできるかですが、ここに出させていただいている夏まつりの巡回バスに関する部分については、ふだんスクールバスの運転をお願いしている方になります。単価等につきましては、スクールバスの運転手さんにお願いするときの委託の単価、時間単価になりますけれども、その金額を基にしてお願いしてございます。
- 10番(松原良彦君) 視察行ったとき、視察とかというときには値段も高くなるのですか。
- 総務課長(鈴木和弘君) ここに書いていないのと違いますけれども、宿泊に行けば、 町が委託をしている運転手さんであれば、当然金額はありますので、1泊幾らだと という部分で支払いはさせていただいております。ですから、我々泊まるところよ りは若干安いかと思いますけれども、そういう形での支払いはしております。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

ほかにないようですので、議案第6号に対する質疑は終了します。

引き続き、議案第7号の説明をお願いいたします。

地域整備課長(時田雅之君) それでは、議案書95ページのほうを御覧ください。議案 第7号 令和2年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)になります。歳 入歳出予算の総額からそれぞれ3,054万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を8 億3,944万9,000円といたすものでございます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。ページおはぐりいただいて 100ページのほう御覧ください。この下水道事業特別会計につきましても、ほぼほぼ 発注等も終わりまして、精算見込みの関係による増減整理になりますので、よろし くお願いいたします。それでは、歳入のほうからいきます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業負担金3万1,000円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、本年度1件加入者がいたことから、受益者負担金の3万1,000円を増額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料335万2,000円の減額をお願いするものでございます。まず、1節現年度使用料ということで360万円の減額。 こちらにつきましては、使用汚水量の減少が見込まれることから、使用料のほうを減額してございます。

2節滞納繰越分ということで24万8,000円の増額、こちら収入見込みの関係を計上 してございます。

2項手数料、1目下水道手数料5,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、排水設備の登録の関係で1社から申請がございましたので、そちらの関係の手数料を計上してございます。

ページおはぐりいただいて101ページのほう御覧ください。3款国庫支出金、1項 国庫補助金、1目下水道事業国庫補助金945万円の減額をお願いするものでございま す。こちらにつきましては、改築更新、それから雨水調整池工事の精算見込みによ りまして、こちらのほう減額してございます。

それから、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金3,617万4,000円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、年度末によりまして精算等をいたすことから、一般会計の繰入金ということで、減額のほうをさせていただいております。

5 款繰越金、1項繰越金、1目繰越金940万7,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、年度の精算見込みによりまして、全額計上して

ございます。

6款諸収入、4項雑入、1目雑入1,439万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、まず1節雑入でございますけれども、266万7,000円の増額ですが、一般会計でも出てきましたけれども、県道新潟五泉間瀬線の道路改良工事に伴います下水道管の移設補償費としまして、県から受け入れたものでございます。それと、2節消費税還付金1,172万6,000円の増額をお願いするものでございますが、昨年度の改築更新、それから調整池工事の関係で消費税のほうが還付となるということで、こちらのほう計上してございます。

ページおはぐりいただきまして102ページのほうを御覧ください。7款町債、1項町債、1目下水道事業債540万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、事業完了見込みということで、それぞれの起債の増減整理のほうを行わせていただきました。

それでは、歳出のほうに移りたいと思います。103ページのほうを御覧ください。 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費16万5,000円の減額をお願いするもの でございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。需用費、消耗品費と いうことで、不用額16万5,000円の減額をお願いするものでございます。

それと、2項維持管理費、1目管渠維持費219万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。下水道事業ということで、光熱水費10万5,000円の減額。それと修繕料132万円の減額。こちらにつきましては不用額の減額ということでございます。12節委託料、汚水管渠清掃等業務委託21万3,000円の減額、下水道台帳作成業務委託17万6,000円の減額、こちらにつきましては請負請差でございます。それと、14節工事請負費、汚水管渠等補修工事ということで38万5,000円の減額。こちらにつきましては今後修繕の見込みがないことから、不用額のほうを計上させていただきました。

続いて、2目処理場管理費826万9,000円の減額をお願いするものでございます。 説明欄のほうを御覧ください。10節需用費ということで285万5,000円の減額をお願いするもので、ページおはぐりいただいて104ページのほう移っていただきたいと思いますが、まず消耗品費ということで82万4,000円、こちら不用額の減額でございます。それと、光熱水費で203万1,000円の減額でありますが、こちら改築更新の工事の関係で一部機器を仮設に回したことによって、電気料が減額となったことによる減額でございます。それと、12節委託料541万4,000円の減額でございますが、こちら全て請差になりますけれども、下水道施設維持管理業務委託ということで310万 2,000円の減額、汚泥等処分業務委託ということで163万円の減額、電気設備点検業務委託ということで51万7,000円の減額、庭木管理の関係で16万5,000円の減額でございます。

続いて、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費1,293万7,000円の 減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、 まず特環:汚水ということで134万6,000円の減額になりますけれども、まず8節旅 費の関係22万4,000円の減額ですが、こちらにつきましては、当初製品検査の関係で 国内どこの工場で検査するかが分からず、北海道で旅費のほうを見ていたのですけ れども、結局名古屋と、それから埼玉のほうで検査することになりまして、それぞ れ不用額のほうを計上しております。それと、12節委託料37万円の減額でございま すが、こちらにつきましては、終末処理場の改築更新の施工監理業務の委託という ことで、不用額の減額ということになります。14節工事請負費、管渠布設工事にな りますが、こちら12万円の減額でありますけれども、こちら不用額になります。そ れと、公共汚水桝設置工事ということで、63万2,000円の減額になりますけれども、 当初4件公共桝の工事費を見ておったのですが、2件の工事費で済んだということ で、2件分の減額のほうを計上させていただいております。それから、同じく公共 下水道の雨水の関係になります。105ページのほうに移っていただきまして、委託料 になりますが、下吉田川排水区業務委託料ということで63万8,000円の減額。こちら につきましては、調整池工事の関係の業務委託料になります。それと、14節工事請 負費ということで1,095万3,000円、こちらにつきましても下吉田川ナンバー1、雨 水調整池工事の請負差額となってございます。

続いて、3款公債費、1項公債費、2目利子697万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいのですけれども、公共下水道の特環:汚水のほうになりますが、22節償還金利子及び割引料ということで、長期借入金の利子のほうが371万8,000円の減額。こちら当初予算では2%で見ておったのですが、借入時には実際0.3%ということで、その差額の分を落としてございます。それから、一時借入金利子の償還金ということで74万円の減額でございます。

続いて、公共の雨水のほうになりますけれども、同じく償還金利子割引料ということで251万2,000円の減額になりますが、ページはぐっていただきまして106ページのほうを御覧ください。長期借入金利子償還金ということで、先ほど同様、当初予算の利率から借入時の利率が落ちたことによります減額ということで203万2,000円。それから一借りの償還金と利子の関係で48万円の減額ということでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいま説明が終わりました。質疑のある方、ご 発言願います。

ないようですので、議案第7号に対する質疑は終了します。

議案第8号について説明をお願いいたします。

地域整備課長(時田雅之君) それでは、議案書107ページのほうを御覧ください。議案 第8号 令和2年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)になります。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ582万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を8,167万2,000円といたすものでございます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。112ページのほうを御覧ください。集落排水事業につきましては、ほぼほぼ管理、維持のほうが主な仕事となります。その上での料金収入、それから機器類の維持管理ということで計上させていただいておりますが、それらの年度末に迎えての増減整理が主なものになってございます。それでは、歳入でございますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料12万9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、1節現年度分の使用料ということで10万円の減額。それから2節滞納繰越分ということで22万9,000円の増額をお願いするものでございます。

それと、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金1,039万6,000円の減額をお願いするものでございます。年度末に向かいまして、増減整理の関係により一般会計への繰入金が減額となることから計上してございます。

それと、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金443万9,000円の増額をお願いする ものでございます。年度末によりまして、繰越金の全額を計上してございます。

それでは、歳出のほうに説明移らさせていただきます。113ページのほうを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費15万円の減額でございます。こちらにつきましては、消費税の申告の関係によるものでございまして、公課費15万円の減額ということで計上させてございます。

それから、2項施設管理費、1目管渠維持費194万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。10節需用費、修繕料の不用額122万円の減額。それと、汚水管渠清掃業務委託料の請負差額ということで10万5,000円の減額。工事費に移りまして、汚水管渠等補修工事の不用額としまして23万4,000円の減額。公共汚水桝の設置工事としまして、38万5,000円の不用額の計上を行っております。

それから、2目処理場維持費202万4,000円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、年度末のそれぞれ増減整理ということで、10節需用費、消耗品の関係で11万4,000円の減額。光熱水費で88万5,000円の減額。修繕料としまして22万円の減額を計上してございます。それから、11節役務費ということで11万2,000円の減額。それと、ページ移っていただきまして114ページになりますが、処理場の維持管理業務の委託料ということで、請負請差の69万3,000円の減額を計上してございます。

続いて、2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費171万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。今年度集落排水の処理場の関係の機能診断ということで、それぞれ機器類の老朽化具合を調査する業務のほうを発注させていただきました。その関係で請負請差ということで171万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、契約額が805万2,000円、一応100%補助ということになっていまして、上限額が一系に対して400万円、2か所ございますので、800万円ということで端数の5万2,000円だけ単費持ち出しということになってございます。

説明のほうは以上になります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいま説明が終わりました。議案第8号に対する質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第8号に対する質疑は終了します。

続いて、議案第13号について説明お願いします。

地域整備課長(時田雅之君) それでは、議案第13号の説明させていただきます。

議案書148ページのほうを御覧ください。令和2年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)になります。当初予算第3条に定めました収益的支出の予定額から17万6,000円を減額しまして、水道事業費用の予定額を2億6,857万2,000円とするものでございます。

支出のみの補正になりますが、149ページのほう御覧ください。収益的支出になります。1款水道事業費用、1項営業費用、5目その他営業費用17万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。一般会計支出金ということで、こちら課長の人件費の3割分を一般会計に繰り入れているということで、人事異動の関係から減額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議案第13号に対する説明が終わりました。質疑の

ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第13号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

承認第1号 専決処分(田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)の報告について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案 のとおり決定しました。

続いて、承認第2号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算(第11号)) の報告について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案 のとおり決定しました。

承認第3号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第12号))の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、8款土木費について討論に入ります。 ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案 のとおり決定しました。

承認第4号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第13号))の報告について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案 のとおり決定しました。

続きまして、議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案 のとおり決定しました。

議案第6号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費(1項、5項、6項)、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、11款公債費、第2表、継続費補正、第3表繰越明許費補正のうち、2款総務費(1項)、第4表、地方債補正について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案 のとおり決定しました。

議案第7号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について 討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案 のとおり決定しました。 議案第8号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案 のとおり決定しました。

議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定について討論に 入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案 のとおり決定しました。

しばらくお待ちください。執行側から資料の配付がありますので、そのまま待ってください。

(資料配付)

副町長(吉澤深雪君) 大変お疲れさまです。貴重な時間をいただきまして、今配付いたしましたが、その前に本日机の上にあらかじめ置かせていただきました資料について、ご紹介をまずいたします。あらかじめ置かせていただいたものは、新型コロナウイルス対策費の第12号における補正額と進捗状況であります。これについては、承認第3号参考資料ということで用意しましたが、2月4日付けの専決処分第12号の関係のものでありまして、先日の議会運営委員会で申出がありまして、明日開かれる社会文教常任委員会において、この関係の資料を用意し、説明というようなことで申出がありましたので、明日社会文教に提出しますが、関係もありましたので、本日総務産経のほうにも配付させていただいたというものであります。今お配りしたものが似たような表でありますが、新型コロナウイルス対策費の第14号補正における補正額と進捗状況でありますが、これについては議案書と一緒に配付いたしました参考資料について、若干修正部分がありましたので、差し替えというようなことで今日お配りいたしました。

内容については、泉田係長より説明いたしますので、お願いいたします。

政策推進係長(泉田健一君) お疲れさまです。少々お時間をいただきまして、議案と ともにお配りをさせていただきました、資料の修正箇所についてお伝えをさせてい ただきたいと思います。

今回第14号補正における補正額と進捗状況ということでお配りをさせていただきましたが、3か所、こちらのほうでの記載ミスがございましたので、今回改めて配付をさせていただきました。まず、1か所目になりますが、このA3資料の左側、一番上にございます中小・小規模企業対策事業のうち、感染症対策特別融資に係る信用保証料助成ということで記載をさせていただいておりました。当初お配りした資料には、ここには事業完了の印となります丸済みというマークがございましたが、こちら3月31日まで事業を行っておりますので、こちらのほうを削除させていただきました。事業としては継続しております。

2か所目になりますが、そこから3段下になりますが、個人向けのプレミアム付き商品券、2つ同じようなものが並んでおりますが、下のほうのプレミアム付き商品券発行・運営事業になります。こちらにも以前お配りした資料につきましては、事業完了の印となります丸済みとございますが、2月19日時点では、まだプレミアム商品券まだ使える状況でございました。こちらのほうの本来つかないものになりますので、こちらのほうを削除させていただきましたので、お願いいたします。

最後、3点目になりますが、同じくプレミアム付き商品券運営事業の一番右側の枠になります。進捗状況にございます。上から3段目の換金状況という欄になります。以前のお渡しした資料におきましては、換金状況としまして使われた額2,937万円と記載をさせていただいておりましたが、すみません、こちらの商工会から頂きました資料の数字を見誤ったことによりまして額が間違っておりましたので、今回訂正をさせていただくものになります。2月19日時点で、正しくは記載の4,951万円が使用されておりましたので、この3か所について今回訂正をさせていただき、改めて資料の配付をさせていただきました。こちらの確認不足により、また改めての資料配付となりましたこと、誠に申し訳ありませんでした。

以上になります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいまのあれは事務手続でございますので、これで終わります。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。

なお、請願の審査が残っていますが、一旦休憩した後、行います。

午前11時57分 休憩

午前11時58分 再 開

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号の審査に入ります。

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願について請願が出されております。

これより請願の内容について説明をお願いいたします。説明者よろしくお願いします。

13番(髙橋秀昌君) 私髙橋です。今回の請願に対する紹介議員の一人になっておりますので、私のほうから請願者の趣旨についてご説明させていただき、皆さんからのご理解をしていただくようお願い申し上げます。

文章でも明示しておりますが、この請願者は厳しい日本経済の中で、さらに感染症が拡大して地域経済を担う中小零細企業が倒産や営業不振など、大変な局面にさらされているということを請願趣旨の最初に掲げつつ、中小企業の役割を明らかにしています。

一方、日本の主にそこに働く人たちだと思われますが、特に新潟県などは最低賃金がCランクに所属をしておって、これでは8時間働いても実際には11万円から十四、五万円ぐらにしかならないと。若者にとっては、結婚もできないという深刻な状況があるということであります。こうした中で、全国一律の最低賃金制度を設けることが必要だということで、当議会に請願されたものであります。

私自身は、労働組合の活動の経験が全くありませんでしたので、この全労連がどのような活動をしているのか、単に労働者の賃上げだけの運動をしているのかどうかを調べてみました。率直に言うと、びっくりしたのでありますが、この団体は地域活性化で企業も労働者も元気でということで、これは2020年、昨年度の11月14日ですが、「中小企業を元気に!第7回シンポジウム」、何か毎年やっているみたいです。それで、そこのところの資料を読んでみたのですが、ここではコーディネーターの駒澤大学の名誉教授を招いて発言を、問題提起をしてもらい、そこに参加した人たちがそれぞれの立場で議論するというか、発表するということをやっています。ここで驚いたのは、自分たちの賃金をどう上げるかという議論ではなくて、日本の圧倒的な多数を占めている中小企業をどう活性化していくのか、経営をどう成り立たせるのかというような視点でのシンポジウムが行われていました。そういう点で

は、この全労連という組織は、単純に労働者の権利を守るというだけではなくて、 中小企業の経営を守るためにどうするかということを真剣に考えている団体の一つ だということも、私なりに新たな認識をしました。

もう一点は、国の統計から調べたものでありますが、私たちの中には大企業がもうかれば、おのずと中小企業のところも利益が回ってきて、そしてそこで働く労働者も暮らしがよくなるのではないかという、そういう思いがあるし、国もそういうふうに言っているのですが、ところが現実に大企業と言われる人たち、大企業と言われる企業数が何と29.2%しかなくて、日本の場合は70.1%が中小企業、中小零細企業に占められているということが統計上でもはっきりしておりました。さらに、そこで働く人々でありますが、ほとんどの人が中小企業で働いていると。大企業で働いている人は29.2%で70.1%が中小企業で働く人々だと。つまり日本の経済は、ここの中小企業で働く人たち、中小企業の経営が盛り立っていくかどうかが、大きなウエートを占めているのだということをシンポジウムなどでも明確にしているということが分かりました。こうした点では、この全労連が単純に自分たちだけの賃金を上げてくれというものとは、どうも違うなということを新たな認識にしました。

また、去る議会に全労連の役員の方が訪問されて、各会派もいたところで請願書について説明をし、また意見書案については、1,500円というふうに書いてあるけれども、その団体は1,500円にこだわるものではありませんと。全国一律という点で提起させていただきましたので、その1,500円の額にはこだわらないので、請願を採択していただけれるのであれば、貴議会の趣旨で、意思で額については、こちらがあれこれこうでなければ駄目という指定はしませんというということを言っておりましたので、こうした点では、柔軟に受け止めていいのではないかと考えるものであります。ぜひ審議の上で賛同いただきますことをお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ご苦労さまでした。

ただいま説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

総務産経常任副委員長(藤田直一君) 今ほどのこの請願についてでありますが、髙橋 議員のお話ですと、請願はあくまでもこういうふうに明記はされているけれども、 こちらの議会の例えば採択されたとすれば、この1,500円というアップ率については、 別に記入しなくても、別の意見書としてあげますよと、上げることが可能なのだと いう解釈でよろしいのでしょうか。

13番(髙橋秀昌君) 全く今藤田委員のおっしゃるとおりで、訪問された役員の方は 1,500円にこだわらないということを繰り返し言っておりました。ただ、こだわると ころは、どうも全国一律の賃金にしてほしいということらしいのです。何で全国一 律の賃金を求めるかというと、地方が疲弊しているのは、若者がここで働くより関 東圏に行ったほうが賃金はぐっといいものですから、そっちに流れていくというの が1つ。

それから、ここにも書いてありますが、それでは関東圏は生活費がかかるから、 関東圏にかかるから高いほうがいいねかという考えあるのだが、全労連という団体 が調べた範囲内でいうとほとんど変わらないというのです。土地を買ったり、家を 造るというと大きく変わるのだけれども、アパートに住んで暮らしていく点では、 そんなに大きく変わらないので、全国一律ということについてはどうもこだわりが あるように感じました。よろしいでしょうか。

- 総務産経常任副委員長(藤田直一君) 今ほど説明は分かりました。私個人的には、賃金アップはこういう時期だからこそ、私は賃金アップはあってもいいというふうに私個人的には思っています。ただ、この一律という明記、それも私はあっていいと思うのです。ただ、幾らにしようということになると、これは中小企業の零細の社長さん方も上がれば大変なわけです。ましてや賃金が上がる反面、また高齢者の雇用には弊害が出ると思うのです。特に高齢者の女性に対する弊害は恐らくもっと採用が難しくなったり、首切りという問題も出るかもしれない。だから、賃金アップ幾らというものはぜひ明記はなくしてもらっても、ぜひ一律に上げるということは、その企業の判断に任せるということで、私はこの辺については、そうであれば私は賛成だというふうな判断はしています。
- 11番(池井 豊君) 全国一律というのを入れてくれという話ですけれども。私も今資料がなくてあれだったのだけれども、ということは下げるわけにはいかないわけだ。 全国一律で下げるわけにはいかないということは、東京並みにはしなければならないということであれば、東京並みとすると、新潟の最低賃金から幾らぐらいアップになりますか。

(300円ぐらいの声あり)

11番(池井 豊君) 300円ぐらいアップになるのですよね。私が心配しているのは、本当にさっき髙橋議員が言ったように企業を守るというのも大事だと思っているので、このコロナ禍、このタイミングで最低でも300円以上上げていくという状況の中で、

新潟県の中小企業はその体力があるのでしょうか。そこら辺が私は疑問なのですけれども、もし状況分かるようであれば聞かせてください。

- 13番(髙橋秀昌君) ちょっとお待ちください。今資料出します。統計によれば従業員数が5人以下の中小企業は、日本の企業数全体の9割を占めているのだそうです。ということは、賃金だけを1,000円に上げたら中小企業潰れるの間違いありません。これ私でも分かります。なぜかというと、5人以下の従業員が9割弱を占めているということですから、例えば製造業でいえば、そこでもうけるというのはそこの労働者が働くことによって利益が上がるわけですから、それを一挙に300円上げるということになればもう成り立たないです。だからこそだと思うのでありますが、この請願者は賃金さえ上がればいいと言っていないのです。それに見合った国の支援策がどうしても必要だという表現をしています。国の支援がなくて、中小企業の経営者に今すぐ1,000円に上げなさいなんていうのは、実際不可能だと思うのです。そういう意味では、ちゃんとここに国が支援をするという前提なのだというふうに私は解釈しています。よろしいでしょうか、答弁。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

ほかにないようですので、請願第1号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

- 11番(池井 豊君) 私は、これ今時期尚早と言ったらいいでしょうか、このコロナ禍で非常に疲弊している企業がいっぱいある中で、ここで新潟県でいえば300円ほどの賃金アップというのは、非常に企業の経営圧迫につながるものだと思っています。そういう意味で、確かに逆に考えれば新型コロナの中、つらい労働者もいるわけなのですけれども、私は時期尚早ということで反対という意思表示にしたいと思います。
- 12番(関根一義君) 体調が悪いのですけれども、頑張って発言します。池井委員の言われる中小企業の状況を鑑みればという発言ですけれども、それは私も当然そうだと思います。したがって、紹介議員の髙橋議員のほうからも紹介がありましたように、全労連は何を掲げているのかということですけれども、大きく言うと3点掲げているわけです。

1つは、全国一律の最賃制度を確立してほしいということと。それから、要するに全国一律の最低賃金制度を確立するのだから、当然各地方の最賃制についてはアップをしてほしいということ。1,500円という表現を使って請願出されていますけれ

ども、これが2点目です。3点目は、先ほども紹介ありましたように、そうは言ってみても中小零細企業の経営状況について言及しなければ、これは片手落ちだという強い問題意識を持っていまして、中小零細企業に対する国の支援策を入れなさいという、この3つが請願の趣旨になっております。

したがって、心配するということについてはそのとおりだと思いますけれども、 ぜひ、この3点セットで請願がなされているのだということについて、一つはご理 解いただきたいということが1つと。もう一点は私のほうから紹介しておきたいと 思うのですけれども、日本の低賃金労働者の実態がどうなっているのかということ なのですけれども、私もいろいろ調べてみました。紹介議員になるに当たって調べ てみました。これは、2つのデータがあるのですけれども、1つは2019年のデータ では全国で650万人が非正規労働者として働いています。この非正規労働者という人 たちが低賃金労働に強いられているという現実があるわけです。そのうち35歳未満 が550万人と言われておって、この人たちの年間平均収入は、200万円以下となって いるというのが一つのデータです。こういう低賃金労働が今強いられているのだと いうことが1つと。それから、もう一つのデータは角度が違うのですけれども紹介 しておきますと、昨今いろいろ議論になっております生活保護基準以下の労働者、 どのぐらいいるのだろうということを調べてみましたけれども、700万人存在してい ます。この700万人のうち、なんと生活保護を受けている方は、20%未満だというこ とになっているのですけれども、こういう現状になっているということ。したがっ て、500万人を超える低賃金労働者が存在していることになるということだと思いま す。

こういう現実を捉えて、今回の請願について考えていただきたいなということで 私自身は考えていまして、もう一つは先ほど来話がありましたけれども、このコロナ禍で何を、賃金上げれということを声を大にして言うのだという心配事があると 思います。それはそのとおりだと思いますけれども、しかし一方では、このコロナ禍だから全国一律のセーフティーネットが必要だと、低賃金労働者。私も過去に東京の日比谷公園で夜間炊き出し経験してきましたけれども、そういう人たちを中心にした低賃金労働者というのは、目に余るものがあるというふうな実態だと思いますので、ぜひご理解をいただいて、請願についてはその趣旨を賛同いただいて、そして紹介議員の髙橋議員が言っておられましたように、意見書については田上町の議会意思が反映できるように、そういうふうにしていただければ大変ありがたいなというふうに思いまして、私も紹介議員の一人でありますので、賛成討論の一つに

させていただきたいと思います。ありがとうございました。

- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ここでは反対意見、賛成意見がございました。ほかに意見ありませんか。
- 8番(椿 一春君) 私も今ずっと話を聞きながら、非常に悩んでいる。賛成、反対どうしていいかと本当に今悩んでいるという状態でありますが、ただ全体に賃金が上がるということはとてもいいことで、それでもって経済が活性化していくというところへたどり着けばいいと思うのですが、実際に300円というと、大体年間30円とか、そういったものが今の現状、賃上げの、それでも精いっぱいだというところをまた一気に300円というと。本当にもう痛手だと思うのですが、もし自由に意見書というものを書けるのであれば、もっとここにも請願の中で支援策を最大限とあるのですけれども、その辺があるべきことで賃上げを全国統一にというものが表に出るのであれば、そうしたほうがいいのかなというふうに思います。

以上です。

総務産経常任副委員長(藤田直一君) 今300円という数字が出るのですが、この300円 の根拠というのは何。300円、300円と今出ていますけれども、別に関係ないのでしょう。

(関係ないの声あり)

総務産経常任副委員長(藤田直一君) そうなのでしょう。300円と言うから、300円が また固定して走るのかなと思って、なければいいのです。

(何事か声あり)

- 10番(松原良彦君) 私もこの件に関しては頭を悩ませて、本当にできるのか、できればそうなってほしい、それが私の本音でございます。ですから、今椿さんが言ったように、どっちにしようかというよりも、大変この今の時期、新型コロナウイルスがどこまで続くか分からない時期にそういうお金の話をしても、とても皆さんが全員賛成に回るなんていうようなことには、私はならないような雰囲気になると思っているのです。ですから、私は時期尚早、もう少し環境がよくなったらこういう話が出てくれば、皆さんもいいな、いいなというふうになると思いますけれども、賛成者は極めて私は少ないのではないかというふうに感じておりますので、時期尚早ということ。もう一度私もよく考えてから返事をしていただきたいということです。以上です。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

では、ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は起立採決といたします。本案は採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 起立多数であります。よって、請願第1号は採択と決定しました。

それでは、意見書案を配付願います。

(資料配付)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 意見書の内容につきまして、私のほうからこれ読み上げますので、ご確認お願いいたします。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

厳しい日本経済にコロナウイルス感染症が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面しています。この難局を乗り越えるには、国民の消費購買力を高めるための賃金の改善が不可欠です。

令和2年度地域別最低賃減の改定は、地域別であるがゆえに新潟県と東京都では、同じ仕事でも182円の格差があります。このため若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足を招いていることも地域経済を疲弊させる要因になっています。このことは自治体の税収減少へとつながり、行政運営に厳しさをもたらしています。

政府は現行の賃金体系を見直し、財政出動を行い、公正取引ルール整備など具体的に中小企業の支援策を講じるべきです。労働者の生活の質と消費購買力を高め、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会を作りたいと考えています。そのため最低賃金を改善し、全国一律の賃金制度にするよう下記の事項を要望します。

記

- 1、政府は、労働者の生活を支えるため、現行の最低賃金を改善すること。
- 2、政府は、最低賃金を全国一律の賃金制度に改正すること。
- 3、政府は、最低賃金の引き上げにより、中小企業が経営難に陥ることのないよう、支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

今読み上げました内容について、これでよろしいでしょうか。

13番(髙橋秀昌君) 提出先なのですけれども、内閣総理大臣とか厚生労働大臣だと、

議会には届かないのだそうです。つまり国会には届かないのです。一緒に衆議院議長と参議院議長宛てに入れることによって、各国会議員に全部配付されるのです。 内閣だけだと、内閣が握って国会に出さないと私言われたので、番外で申し訳ありませんが、もし可能であれば衆議院議長、参議院議員議長宛てにもしたらいかがでしょうか。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ご指摘ありがとうございました。そのように取り 計らいます。

傍聴人(中野和美君) 最低賃金は、それぞれの県で決めるものなので、政府は……

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 聞こえない。

(県ごとに決めるような仕組みになっているからの声あり)

(厚生労働省が県を指導すればいいの声あり)

傍聴人(中野和美君) それで届きますか。県に言わなくても。

(県に言ったって変えられないの声あり)

傍聴人(中野和美君) でも、県が決めるわけでしょう。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 県も国から言われて上げているのだから、やったというのだから、知事は自分で上げますなんてことはできないと思いますので。

傍聴人(中野和美君) 県に指導するように言いたいのですけれども。

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) それでは、失礼しました。提出先について、皆さんに最終確認させていただきます。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長、この4方でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) では、このように訂正いたします。

では、これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後零時28分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年3月9日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一